

『庭訓私記』 解題

小木曾 千代子

『庭訓私記』とは『庭訓往来』の注釈書の一つである。現在、所在の明らかなのは天理図書館所蔵の『庭訓私記』と東京大学史料編纂所所蔵の謄写本『庭訓往来抄』の二本であり（以下共通書名『庭訓私記』）、稿者はその二本の翻刻を試み、『中京大学文学部紀要』に発表した。¹ 小解題はこの二本についてのものである。なお、今回、原本の調査が及ばず両本共に相当以前の調査メモを頼りとした。誠に悔いの残る次第である。

『庭訓往来』の成立及び作者については未詳である。古来玄恵法印作とされてきたが今日では否定されている。成立年代は南北朝時代と考えられている（文化庁文化遺産オンライン）。最古写本は、出雲市の神門寺所蔵至徳三年（一三八六）朝英書写のものであり、平成二十三年九月重要文化財に指定された。² 『庭訓往来』は、一年各月の日付のある往復の手紙二十四通と八月の日付の手紙一通が加わり合計二十五通で構成される。その文面は漢文体である。本書の注釈書が存在し、ここに取り上げた『庭訓私記』（以下『私記』）の注は漢字片仮名交じりであり、他に漢文体の注釈書が存在し仮名抄、真名抄と区別する。『言経卿記』天正十年（一五八二）五月二日条

に「島田与介来、庭訓往来不審之字共問之間教之」とある（『大日本古記録』所収）。冷泉為滿の侍与介が山科言経を訪ねて質問したとあるこの一条から当時の『庭訓往来』活用の様子が伝わってくる。「不審之字」とは単に判読困難な字であるのかも知れないが、場合によっては字義に及んだであろうことも想像できる。活用者は注釈書も求めていたであろう。

一、書誌

始めに天理図書館蔵本（以下天理本）と東京大学史料編纂所蔵本（以下東大史本）が示す『庭訓往来』本文の各状の日付と翻刻上の丁数との関係を示しておきたい。例、「2才9」は2丁オモテ9行目、行数は翻刻上のもので、以下同。

| 日付と丁数 | 天理本 | | 東大史本 | |
|-------|-------|------------|---------|-----------|
| | 日付 | 丁数 | 日付 | 丁数 |
| 正月往状 | 正月五日 | 2才9～5ウ3 | 正月五日 | 2才6～4ウ3 |
| 正月返状 | 正月六日 | 5ウ4～6ウ13 | 正月六日 | 4ウ4～5ウ9 |
| 二月往状 | 二月廿三日 | 6ウ14～8才22 | 二月廿三日 | 5ウ10～7才3 |
| 二月返状 | 二月廿三日 | 8才23～10才10 | 二月廿三日 | 7才4～8ウ8 |
| 三月往状 | 三月七日 | 10才11～13才5 | 二(三)月七日 | 8ウ9～10ウ17 |

| | | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 三月返状 | 三月十三日 | 13才6 | 14ウ6 | 三月十三日 | 10ウ18 | 12才1 |
| 四月往状 | 卯月五日 | 14ウ7 | 23才10 | 卯月五日 | 12才2 | 17ウ16 |
| 四月返状 | 卯月十一日 | 23才11 | 25才13 | (前後欠文) | 18才2 | 19才12 |
| 五月往状 | 五月九日 | 25才14 | 26才13 | 五月九日 | 19才13 | 19ウ20 |
| 五月返状 | 五月日 | 26才14 | 27才8 | 五月九日 | 19ウ21 | 20ウ5 |
| 六月往状 | 六月七日 | 27才9 | 28才13 | 六月七日 | 20ウ6 | 21ウ5 |
| 六月返状 | 六月十一日 | 28才14 | 29才16 | 六月十一日 | 21ウ6 | 22ウ2 |
| 七月往状 | 七月五日 | 30才2 | 30ウ11 | 七月五日 | 23才2 | 23ウ9 |
| 七月返状 | 七月日 | 31才1 | 32ウ2 | 七月五日 | 23ウ10 | 25才3 |
| 八月往状 | 七月晦日 | 32ウ3 | 33才11 | 七月晦日 | 25才4 | 25ウ8 |
| 八月返状 | (前後欠文) | 33才15 | 35ウ6 | 八月七日 | 25ウ9 | 27才6 |
| 八月単状 | 八月十三日 | 35ウ7 | 37ウ8 | 八月十二日 | 27才7 | 29ウ12 |
| 九月往状 | 九月十三日 | 37ウ9 | 38ウ3 | 九月十三日 | 29ウ13 | 30才21 |
| 九月返状 | 九月廿五日 | 38ウ4 | 39ウ6 | 九月廿五日 | 30才22 | 31才10 |
| 十月往状 | 十月三日 | 39ウ7 | 41才15 | 十月十三日 | 31才11 | 32ウ15 |
| 十月返状 | 十月日 | 41才16 | 42ウ6 | 十月日 | 32ウ16 | 33ウ7 |
| 十一月往状 | 十一月十二日 | 42ウ7 | 43才22 | 十一月十二日 | 33ウ8 | 34才20 |
| 十一月返状 | 十一月 | 43才23 | 44才17 | 十一月日 | 34才21 | 35才8 |

| | | | | |
|-------|---------|------------|-------|------------|
| 十二月往状 | 十二月三日 | 44才18〜45才7 | 十二月三日 | 35才9〜35ウ9 |
| 十二月返状 | (十二月三日) | 45才8〜46才4 | 十二月三日 | 35ウ10〜36ウ8 |

各状の日付は『庭訓往来』諸本を分類する上での指標の一つである。東大史本の「二月七日」は三月の誤写であり、「五月九日」と「七月五日」は天理本とは異なる。天理本の如く日にちの部分が空白になっているのが『庭訓往来』の多数の古写本に見られる。「七月晦日」は「八月三日」とする伝本もあり、いずれの日付でも次の「八月七日」付けの状と往復の文面であることから「七月晦日」付けでも「八月往状」として扱われる。「八月十二日」は、天理本の如く「十三日」が一般的だが稿者の調査本十数点の中に一つだけ存在する。「十月三日」と「十三日」の違いは、稿者の知る限り「三日」であり、誤写か敢えての改変か。天理本の「十一月」は調査本中初めての日付であり、一般には東大史本の如く「十一月日」である。天理本「(十二月三日)」は日付を書き漏らしたと思われる補った。

1 天理本

【書名等】

書名 所蔵者書名『庭訓私記』。外題は存在せず。内題「庭訓私記上」、「庭訓往来私記下巻」。巻末に「庭訓私記以上」とあることから「庭訓私記」が通称であったか。

表紙 寸法縦二十七・三糎、横十九・四糎。薄茶色の表紙は相当に擦れ、中央に青色の蛇行線が見える（雲形模様力）。袋綴、一冊。内題より奥書まで四十六丁。

用字 本書は『庭訓往来』の本文は持たず、施注語彙のみを摘記し注釈を施したものである。注釈文は漢字片仮

名交じり。全書一筆。無野。一面十二行、一行字詰二十五字前後。片仮名交じり文とは言え、送り仮名の大きさは大小不揃い、返り点も僅かに存在、よって字詰三十字に及ぶ行もある。所々に傍訓。各状は日付を見出しとしてあり、日付の頭に朱のを付す。また施注語彙の頭に朱合点を掛けるが、注釈文の語彙に掛けたものも僅かに存在する。

【図】

注釈文の中に小さな図を二箇所挿入。4ウ9円物の図 13ウ18唐垣の図

【異本注記】

4才5「賢宗皇帝」の右に「玄¹」ある。東大史本は「玄宗皇帝」。

【奥書】

奥書は左記のとおり（句読点改行私意）。天正十年（一五八二）二月、三浦の住人盛教坊が悪筆を恥じながらも貴重な本を伝えることに意義を感じて写し置いたと綴っている。書写者「盛教坊」については未詳。「江州」とある一条は、その記入位置からみて本奥書であろうか、或いは盛教坊自身の加筆であろうか。奥書については「四」参照。

江州弥高寺悉地院此本有ト云。

右此本天正十年仲春写置申候。悪筆至極之奈後覽之ノ嘲御恥^テ敷候へ共、子之曰、以壺之弊不捐其金、以書之拙不ノ廢其儀ト云。任先言如此候。ノ持主関東相模国三浦之住人盛教坊。

【脱字・脱文】

脱字や脱文の疑われる箇所は翻刻中の注記及び東大史本を参照することによって解釈可能であり、説明は要しないであろうが、次の箇所については説明しておきたい。

11ウ12に「アツカヤ葺」が見当たらない。東大史本の注（9ウ24）を見ると

天理本 寢殿八家主ノ臥殿也。風雨雪霜ヲ能々凌カンタメニカヤ迄厚ク葺也。

東大史本 寢殿^{トハ}家主ノ臥^シ処也。

アツカヤ葺^{トハ}風雨雪霜ヲ能々凌カン為ニアツ葺。是廊中門渡殿何レモツクリアル家也。

天理本が注の「風雨」の前に施注語彙「アツカヤ葺」を書き漏らしたことが分かる。

26ウ20の「蟹味噌」の注が疑わしいのは次の「鱈鱗鱗」の注に目移りしたためである。

天理本 蟹味噌ハ鮎^{トハ}ハラワタ。或河ニテ或女房綿^ヲノハス。西行見テ（以下略）

東大史本 蟹味噌^{トハ}カニ^ヲ集^メテツキクタクキナラス也。鮎^ツ（魚偏に豕）鱗鱗^{トハ}アイノ腹子也。（或カ）河^ニテ女

房綿^ヲカクル^ヲ見^テ西行、（以下略）

天理本の「蟹味噌ハ」と「鮎」の間が脱文であることは東大史本（20ウ2）より明らかである。

32才13「上ノ琴」は施注語彙ではなく、注釈者の説明の言葉である。「上ノ琴」とは、31ウ12の「和琴」を指すことが東大史本24才19「和琴」の注によって分かる。

32ウ14「侘^{マク}際^ハ八所領^ニ妨多^シ」の後は、東大史本25才14の注の途中「所努シカタクト也」から17の「又一義作子ナト（申カ）」に相当する注が欠落している。

33才11「律令八律八掟^テ令^モヲキテ也。少^モ疑敷事不可有也」の後には「政道八正^キ道也」が続く。すなわちこれ

は「律令」と「政道」の注である。ところが『庭訓往来』の本文では「律令」の後には一行十五字前後の字詰と仮定すれば数行の文面が存在し、「政道」は状が改まり八月七日状の冒頭より五行ほど進んでから出てくる語彙である。東大史本では「律令」の注(25ウ3)の後には「晩学」、「右筆」、「雑訴」、「管見」の注が続く。その後次の八月七日の状に入り、「庶幾」、「四海泰平一天静謐」、「攘災」、「幸祐」、「停滞預義」の注が続き、その後「政道」の注が来る。これらの語彙は『庭訓往来』本文のものであることから東大史本が本来の姿である。天理本は「律令」の注記の後「政道」までが脱文である。

また、次の箇所にも混乱が見られる。「政道」の後には「緩急」の注が有り、注の文末は「如クスヘキ也」と終わる。続いて「洛流ヒト八事関ヌ様ニ物用意セヨ也。又物ヲ生ケ助ル事ヲ計略セヨ也。」の一文が来る。文頭の「洛」は見せ消ちであることから除外し、その後の「洛流八事関ヌ様ニ物用意セヨ也」が「洛流」についての注となる。しかし、翻刻の中でも注記したとおり「洛流」の語彙は『庭訓往来』には存在せず、東大史本の如く「上洛」とするのが共通の本文である。そしてまた、東大史本に依れば「事関ヌ様ニ物用意セヨ也」は「活持」の注であり、後半の「物ヲ生ケ助ル事ヲ計略セヨ也」は「計略」の注である。いずれも『庭訓往来』本文に「上洛」に続いて出てくる語彙である。

2 東大史本

【書名等】

東大史本は謄写本故、原本の書誌情報は未詳。謄写本からの情報は次のとおりである。

原表紙と推測される表紙の左肩に直書きで「庭訓往来抄」とあり、綴じ目側下方に「中將 (塗り潰し) / 頼

政」とある。注釈の体裁・用字等は天理本に同。施注語彙に合点。一面十三行。一行字詰三十字前後（送り仮名を除く）。

【奥書】

奥に左記の如く識語がある。

慶長三年正月 日 於江州 惣持寺客坊書了ノ日州曾井之僧 深覚

慶長三年（一五九八）に江州の惣持寺客坊において日州曾井の僧深覚なる人物が書写したことが分かる。「日州」は謄写本では「日引」にも見えるが「曾井」の地名が南北朝期以降日向国宮崎郡に存在することから「日州」と判断した（『角川日本地名大辞典45宮崎県』他）。原裏見返しと推測される面には「指南」と「面謁」についての書入れがあり、また、「観音寺ノ浄光院什物」とある。謄写本作成者の識語に依れば原本所蔵者は宮崎市神宮二十三在住の日野庵氏、謄写終了は昭和十六年二月である。謄写本の体裁は袋綴、二十七糹、三十八丁（内題より「浄光院什物」までは三十七丁）。

【声点による清濁表記】

注釈文の中に清濁を示す点が存在する。翻刻では漢字に付された点は省略したのでここに紹介する。漢字左の点（ ）を括弧内に説明した。

19 ウ23仁（上濁）、32 ウ28襖^{フカシ}単（平）紋^{ザシ}（衫カ）（平濁）、35 ウ20祝^{イマ}（税カ）（平濁）所（平）。

【図】

注釈文の中に次の図がある。

3ウ6笠懸の図 3ウ13小串の図 4才2草鹿の図 4才3円物の図 11才28唐垣の図 22才12兵庫鎌の図
 描かれ方は天理本と変わらないが天理本の二点に対して六点存在する。中で注意すべきは円物の図が天理本とは異なる点である。両本共に「旧抄之図云」としながら図様が異なる。東大史本の円物の説明の中に「三方へツル」とあるものの図は三方へ吊る形ではないことから、東大史本が他の図と入れ間違えたようである。天理本の円物の図は三方へ吊る形で、東大史本の笠懸の図に相当する。

【乱丁・脱字】

東大史本には乱丁がある。翻刻に示したとおり、26・27・28・29は26・28・27・29が正しい。

脱字及び落丁が疑われる箇所については、翻刻の中に記した注により、また、天理本を参照することにより解釈可能である。その中で次の箇所については説明しておきたい。

30才8「摺写ノ経トハスリウツス経巻ノ事也」()の後には次行「夫釈迦如来靈鷲山」()が続くが意味が通らない。天理本30才5を見ると 相当する注の後に「経王ハ (法カ)花経。九旬八夏九十日供花焼香スル事」の一文があり、この後に 相当する注が続く。このようであれば意味が通る。東大史本は との間が抜けてしまったのである。

31ウ26に「目移り力」及び28に「以下脱字力」と注記した箇所について説明する。26は「塔頭」の注であり「塔頭トハ七堂ノ外、部坊ノ沙弥トハ数有ル云也。各巨那ヲ立ル坊也。」とある。この中の「沙弥トハ」は余分であり、この語を除くことにより文意が明らかとなる。天理本の40才17に相当し、同文ではないものの意味するところは同じである。この「沙弥トハ」は、29から次丁に掛けて存在する「沙弥トハ」に目移りして紛れ込んだのであろう。この

部分を原本通りに紹介する。

八手持ッ者也。耆旧トハ經アカル僧多ヨ云也。老僧也。塔頭トハ七堂ノ外、部坊ノ沙弥トハ
 数有ヨ云也。各旦那ヨリ立ル坊也。旦過ノ僧トハ江湖ノ僧ノ一宿スル処也。山主、庵主、何レモ沙

(32才)

弥トハ俗人ナト、カミヲソリ寺ノ釜ノ火ナト焼ヨ云也。沙ミハ梵語也。

引用文一行目の「沙弥トハ」の左隣の行には「沙」の文字が存在するが、おそらく親本には「沙弥」とあつたと推測する。この部分に目が移り書き誤つたのである。

33才16 「砂糖ヨリ羊羹々」とある後は脱字と思われる。天理本には42才9 「砂糖ヨリ羊羹ニ至テ八作リ物也。」とあり、更に「餛飩」、「菓子」の注が続ぎ、この後は東大史本17の「素(索カ)餅」に続く。

35才8 「已上何レモ養生ノ為也」は注釈者のまとめの言葉である。

二、序文について

序文には『庭訓往来』の成立年代、作者、性格等についての『私記』著者の考えが述べてあるのでそれらを見ていくこととする。

【序文紹介】

始めに天理本、東大史本の序文を先の翻刻から掲出し紹介する。行論の都合上、天理本を主とし、適宜区切つて通し番号を付した。東大史本は二字下げで天理本に沿わせた。

- 1 凡此書者仁王九十六代後醍醐天王御宇北畠ノ玄惠法印ノ撰ト見タリ。
凡ソ此書ト者仁王九十六代後醍醐天王ノ御宇北畠ノ玄惠法印ノ撰ト見タリ。
- 2 此玄惠ハ藤原氏。
此玄惠ハ藤原氏ノ人久我ノ家也。
- 3 所生力北畠ノ人成八北畠ノ玄惠ト申ス。
所生カ北畠ヲシテハ北畠ノ玄惠ト申也。
- 4 居処ハ叡山之被_レ拳_ニ上綱_ニ故_ニ号_ニ山門上綱_ト。
居処ハ叡山ノ上綱_ニ被_ル被_ル拳_カ故_ニ号_ニ山門ノ上綱_ト。
- 5 上綱八官也。
々々ト者官也。
- 6 然ニ時代仁王八十年代高倉院御宇ト云人アリ。其ハ悪シ。
尔時代仁王八十年代高倉院ノ御宇ト云説アリ。是非也。
- 7 爰ニ聚分韻ハ虎関之作也。是既ニ仁王九十四代祐条院嘉元年中ト有。虎関ハ玄惠ノヲ斗也。
爰ニ聚分韻ハ虎関ノ作也。是則_チ仁王九十四代後ニ一条院嘉元年中トアリ。虎関ハ_ハ御_ノ鎌_{トモ}五山東福寺ノ住持、玄惠ノ

ヲイ也。

8 然八時代後醍醐院ト吉歟。

(無し)

9 或人ノ物語ニ云、玄恵ト虎閑跡ヲサシ互ニ夢心ニ仏経ヲ踏ト見驚キ給テ從今後智者ナトノ跡ニ不可寝云伝侍リケリト云。

物語ニ云、或時玄恵ト虎閑ト跡合テ寝玉イテ互ニ夢見ラフ。仏経ヲ踏ト見夢覺テ語テ曰クヨリ後、智者ナトノ跡ニネヘカラスト物語スト云伝ヘケリト云。

10 (無し)

尔者時後醍醐ノ天王ノ御宇ト云義宜キ歟。

11 山当才覚ノ案者作者第一之上手ト八澄宝岡(二字で憲カ)与其沙汰申セシ也。

去ハ其比^ロ山当一ノ才覚、作者第一ノ案者トハ澄憲与玄恵沙汰申セシ也。

12 玄恵平家ヲ作給時車八両乗破彼方此方之万ノ事ヲ聞集メ平家ヲ草案シ給テ参内被申時宿ノ亭主玄恵法印ニ申様ハ此

際宿申候甲斐ニ我子ニ手本遊シ給候へと申ケレハ折々次ニ文章一ツ宛遊シ給ヲ取聚十二月ニ次第シ文ノ数廿五通ニ連ケル。是ヲ奉帝王ニ御覧ノ余ニ天下ニ弘伝ト宣旨ヲ給ケルト云。

先玄恵平家ヲ作ラント思ヒ車八両ヲ乗破リカナタコナタノ万ノ事ヲ聞集テ無程一平家ヲ草案シテ参内被申ト也。然ニ宿ノ亭主玄恵ニ申様、此程御宿申セシ驗 (之ニカ) 我カ子ニ手本遊シ給リ候へと申ケル間折リ々次ニ文章一ツ、

遊シ玉ヲ集テ十二月ニ次第シ文数廿五通ニ連ケ玉イテ帝王へ奏聞 (之カ) 一。帝御覧ノ余ニ天下ニ弘伝セヨリ

御宣旨也云。

- 13 又一義ハ山中一之御見性ニ此書ヲ綴リ聚被參セトモ承候。
 又一義云、山中第一ノ名童御座。此見ニ此書ヲ綴リ集テ參ラル、トモ申也。
- 14 已上此書ノ時代縁起如此歟。
 此書ノ時代大概如此ト云。
- 15 惣而公家ノ文書十三部所謂積素之往来、明衡ノ往来、新撰遊覚往来、朗(言に朗)詠、式条、庭訓等也。望
 詩歌ラ則ハ朗詠ヲ書、望手本ラ則ハ明衡ノ往来ヲ書、言物語則ハ源氏伊勢物語ヲ云(書カ)也。
- 惣シテ公家ノ文書十三卷(左に「ヒ」見せ消ち)アリ。謂ク積素ノ往来明衡ノ往来新撰遊覚ノ々々朗詠式条庭
 訓等也。望詩歌ラ則ハ朗詠ヲ書、望手本ラ則ハ言物語ノ往来ヲ云、物語ラ則ハ源氏伊勢物語ヲ書キ給
 也。
- 16 (無し)
 已上大底縁起如此云。
- 17 題号ニ庭訓者孔子ノ家語ト云物之本ニ一巻有。
 題号庭訓ト者孔子ノ語ニ本付也。
- 18 是ニ庭ノ教ト云事有ラ片取庭訓トハ云也。
 (無し)
- 19 其故ハ孔子ノ子ニ白鯉魚ト云物有。
 孔子ノ子ニ白鯉魚ト云者アリ。天下第一ノ利根也。
- 20 子ニ父教ヘ不給。

雖然孔子何事ヲモ教ヘ不給ハ。

21 (無し)

其故ハ孔子思ハク我大道ヲ教ルトモ如我カ難叶、不レハ叶一無念ト思フ故也。尔ル間三千人ノ学徒ハ教ヘ給ヘトモ彼白一魚ニハ不教給一。

22 或時白里魚庭ニ来ル時子ノ曰、為学詩乎。未智答。子ノ曰ウ不ハ学詩ヲ勿物云事。此時鯉魚毛詩三百篇ヲ学シタリ。

毛詩ハ大唐ノ落書ト云。

或時白り魚庭ヲ過。子曰、汝チ為リ学詩一乎。未知レ。不学詩勿レ物云フ事ト云。白一魚返テ毛詩三百篇ヲ学タリ。毛詩ト者大唐ノ落書也ト云。

23 其後鯉魚又庭ヲ走ル時子ノ曰ク為学礼乎。未知ラ答。子曰、不学礼莫立事云。鯉魚聞重テ為読礼記ヲ。

又或時白一魚庭ヲ過。子ノ曰ク為学礼一乎。未知。不学礼勿レ立事。白一魚聞重テ為リ讀レ礼記ヲ。

24 (無し)

是庭ノ教ト云。如此本語ヲ以テ今幼童ニ諸ノ道ヲ教ラ庭訓ト申也。

25 或時陳亢里魚ニ問テ曰、父何ヲ力教ヘ給ヤ。里魚曰、父未何事ヲモ教給。或時庭ヲ走レ啾呵而云、不カ学詩不カト学

礼。此兩度ノ語ヨリ外ニハ何ヲモ教ヘ給フ事ナシト云。時陳亢云、問テ一ヲ得レト三。聞詩聞礼亦聞三君子ノ遠ニトテ其子ヲ本付。夫為レ父ト道不レ教不可有為レ君ト臣ト不誠不可有。是又此之(ニ云カ)ソト云。

其後、陳亮(亢カ)、白一魚ニ問曰、父、何ヲカ教ヘ玉。鯉魚曰、父未ス何事ヲモ不教玉。或時庭ヲ走ルレ啾

呵シテ曰ク不学詩不学礼。此兩度ノ語ヨリ外ニナシト云。時陳亮云ク問レ一ヲ得ニ。聞レ詩聞レ礼又聞レク君子ノ其

子ヲ遠ニク(スルコト)ヲ。本付ク夫為レ父ト道不ハ教一(不カ)可有。為シテ君ト臣ト不ハ誠一不可有。是

此云ト云。

26 魚(里カ)魚既ニ過レルコト庭ヲ二度也。学レは今ニ云、二庭訓トモ只庭訓往来トモ申ス也。

里魚既ニ庭ヲ過クルコト二度也。是ニ学テ今ニ庭訓トモ云、只タ庭訓トモ申也。

27 往来ト者古往往来ノ義也。ニ意ハ古ヲ尋往テ書記シ今归来テ教示ト云義也。

往来ト者古往今来ノ義也。意ハ古往ヲ記シ今来ニ教示スト云意也。

28 又云ク一書往レ彼則返答此ニ来カ故ニ往来ト云也。

又云、彼ヨリ往時シハ返答来レル此故往来ト云也。

29 又此書ハ惣而作者ノ才覚口ニ任テ書タル抄ナレハ前後首尾文段調ル事ナシ。是迄ハ題額体成カ追而可問也。

一、此書ハ一年十二月ノ記シ風物ヲ依テ官位高家ニ綴リ文章ノ辞ヲ隨ニ貴賤ノ種姓ニ定ル字句ノ処ヲ。(仍カ)次第

梯ハカ登ノ旋テ可キ弁之ヲ也。

30 (無し)

十二月進状廿四、七月一ツ加テ廿五通也。

31 一空ニ云時ハ庭訓、本ニ向テ読時ハ庭訓ト云也。其故ハ論語ナトモ本ニ向テハ論語ト読ニ空ニ読時ハ論語ト云也。

一、空ラニ言時ハ庭訓ト云ヒ本ニ向テ時ハ庭訓ト云フ也。其故ハ本ニ向テ時ハ庭訓ト云ヒ空ニ云フ時ハ庭訓ト云カ如ク也。

【作者と時代】

序文は、序文自体の言葉を用いれば『庭訓往来』の「時代縁起」(14)を説いた部分と「題号」(17)の由来を

説いた部分とから成る。「時代縁起」とは『庭訓往来』の成立時期と成立事情のことである。成立時期については、序の冒頭に

1 凡此書者仁王九十六代後醍醐天王御宇北畠玄恵法印撰見たり。

と記して『庭訓往来』が人皇九十六代後醍醐天皇（「皇」と表記、以下同）の時代に玄恵法印が撰述したとの見解を示す。そして以下に撰述者玄恵法印の人物像と撰述時代決定の理由とを記す。

2 藤原氏である

3 所生に因んで北畠の玄恵という

4 居所は叡山であり、叡山の上綱に挙げられた故に山門の上綱と号す

とある。そして5「上綱八官也」と上綱についての解説が続く。次に6において『庭訓往来』の成立時期を1とは異なる説、すなわち高倉院の御宇に撰述したとする「高倉院御宇説」を紹介する。しかし、「其八悪シ」と否定し、自説の「後醍醐天皇御宇説」が妥当であることの根拠を7の如く説く。『聚分韻略』は、虎関師錬の作であり、二条院（後二条院の誤り）の嘉元年中（自序に依れば嘉元四年）のものである。虎関は玄恵の甥（事実未詳）である、よって『庭訓往来』の撰述は後醍醐天皇の時代であると説いている。この説明は、論理的であるように見えながら、虎関の叔父に当たるという玄恵の撰述による『庭訓往来』の成立時期が虎関作の『聚分韻略』成立時期よりも後の時代であるのは説得性に欠け、また、後醍醐天皇時代の撰述とする具体的根拠がない。しかしながら時代の大きく隔たる「高倉院御宇説」を否定するには十分であるのかもれない。

ところで、序文冒頭の1は「私記」作者の見解であるけれども「後醍醐天皇御宇説」は「私記」の作者が言い出したことでないことは、8に「然八時代後醍醐院卜吉歟」あるこの文末「卜吉歟」の表現から読み取れる。

『私記』の作者は、『聚分韻略』の成立時期や虎関と玄恵との俗縁を根拠として「後醍醐天皇御宇説」を支持したのである。この点は東大史本がより明確に表現している。10に「尔者時後醍醐/天王御宇ト云義宜_キ歟」とあり、「後醍醐天皇の御宇」も一つの義として存在していたことは明らかである。『私記』成立当時「庭訓往来」成立時期について「高倉院御宇説」と「後醍醐天皇御宇説」とが存在していて「私記」作者は、自らの知識_ヲを以て「後醍醐天皇御宇説」を支持したのである。続いて9において玄恵法印と虎関とが互いに仏経を踏む夢を見たという「或人ノ物語」の紹介がある。これは玄恵と虎関とが同時代の人物であることの証左として追加したのである。もっとも証左として追加したのであれば8は東大史本の如く10の位置に記した方が論述としての形は整うであろう。「作者」については玄恵法印以外に言及がないことから「玄恵法印撰」が疑いのないこととして周知の事実であったのであろう。2・3・4は玄恵法印についての伝説として当時、広まっていた事柄なのであろう。実は、ここに記された「時代」や「作者」についての事柄が『真名抄』（カギ括弧を付ける理由は後述）にも存在する。その関わりについては後に触れる。

【澄憲と玄恵】

さて、「時代縁起」のうち「時代」が定まった後には『庭訓往来』の編まれた「縁起」についての説明に入るはずである。確かに12は縁起譚と呼べるものであるが11は解釈に苦慮する。天理本の文字が十分に理解できなかつたが東大史本を参照すると、11は、玄恵は澄憲と共に叡山一の才覚者・作者と称されたという文意である。しかし、「成立」の時代を後醍醐天皇御宇としながら玄恵と澄憲とが同時代の人物であるかのような文意は、叙述と整合しない。澄憲は、平治の乱に坐し、また、後白河院時代に活躍した人物である。11は、あたかも「高倉院御宇説」に付随する伝承のようである。この11がこの位置に存在しているのは、おそらく玄恵法印の伝説の一つ

として紹介したのであろう。既に『庭訓往来』の撰述時代を「後醍醐天皇御宇」と証明した『私記』作者としては、澄憲と並び称されたとするこの伝説を玄恵法印のものとして2・3・4に並べて紹介するわけにはいかないという事情であろうか。実は、玄恵と澄憲とを並べる説は『真名抄』諸本に書入れとして存在する。この点についても後に触れる。

【成立縁起】

12は、玄恵法印が『平家物語』草案の折に宿の亭主に我が子のために手本をと頼まれて折々に文章を綴り、その文章を取り集めて十二箇月に順序立て合計二十五通に連ねたものを帝に奉ったところ、帝が天下に広めるようにとの旨を下されたと説く。しかし、ここに説かれた縁起は、玄恵法印の事跡ではあり得ず、また、『後醍醐天皇の御宇』に撰述されたとする『庭訓往来』の縁起譚としては違和感を覚える。本来『後醍醐天皇御宇説』に付随する縁起譚ではないのであろう。「後醍醐天皇御宇説」とは相容れないこのような逸話をここに紹介してある理由は未詳であり、類似の逸話の存在も未詳ながら玄恵法印を『平家物語』の作者とする説は、遅くとも文明二年（一四七〇）正月には存在し、作者として玄恵の名が次第に拡大し、室町末期には「文才に名高き平家の作者」として巷説になるほどに玄恵法印の名が広まっていたことが資料の上から推測できる（「四」参照）。

13は12とは異なる縁起の「一義」の紹介である。文末が「承候」であることからこの「一義」は『私記』作者自身が直接耳にしたものであろう。それは、山中一の御児性のために綴ったとする内容であり、『庭訓往来』の文章を綴った動機は12とは異なるものの子どものためという点は一致し、後掲の24とも繋がる。ところでこの「一義」もまた、『真名抄』と関わる内容である。以上を以て『庭訓往来』の「時代縁起」の説明が終了することは、13に続く14に「已上此書、時代縁起如此歟」と記されていることから明らかである。

【公家の文書十三部】

『庭訓往来』の「時代縁起」の説明が終了した後に15が続く。「惣而公家、文書十三部」として「釈素之往来」以下「明衡ノ往来」、「新撰遊覧往来」、「朗詠」、「式条」と続き最後に「庭訓等也」と『庭訓往来』が挙げてある。「十三部」とありながらここに挙がっているのは六点で、他は「等也」と省略した書き様である。続く一文に『源氏物語』や『伊勢物語』の書名が見え、それらも十三部のうちに数えられるのであろう。おそらく当時、これらの作品は、世間に知られていた古典であり、教養書とみなされていたものであろう。『庭訓往来』もそのような古典、教養書の一つであることを伝えるための一文なのであろう。

ところでこの一段は何故この位置に納まっているのか、「時代縁起」の説明の後のこの文章は何を示しているのか。実は、これもまた、『真名抄』と関わることである。『真名抄』の序文の最後には、あたかも書入れの如く「公家、文書十三部」と同文とも言える文章が存在する。この点についても後に取り上げる。

【題号の由来】

次に15（東大史本は16）に続いて17「題号_二」として書名「庭訓」の由来を説く。天理本17「題号_二庭訓者孔子、家語_ト云物之本_二」巻有_一」は、文意が明瞭に伝わらないが東大史本は「題号庭訓者孔子、語_ト本付也」と明快な表現である。18に『孔子家語』に「庭の教え」という話があり「庭訓」はそれに倣ったものだと言く。その理由について19「其故八」と書き出して、孔子の子に白鯉魚という者がいるが20に父の孔子はその子に教えることをしなかつたと前置きして以下にその話を具体的に紹介する。22「或時」と始まる一文の後に23「其後」と始まる一文が続き、また25「或時」と始まる一文がある。これら一連の叙述は、時間的な流れを持った一つの逸話として語られているかのようである。しかし、この逸話は、『孔子家語』には存在せず、『論語』（季氏第十六）所収の

「陳亢問於伯魚曰」と始まる一話である。東大史本は『孔子家語』に存在しないことに気づいて「孔子語」と訂正したのか、或いは天理本が誤って「孔子家語」と書いてしまったのか、いずれとも考えられる。『孔子家語』は『璣囊鈔』にも使われているように、知られた書である。『論語』の所収話は次のようなものである。

陳亢問_レ於伯魚曰、子亦有_レ異聞乎。対曰、未也。嘗獨立。鯉趨而過_レ庭。曰、学_レ詩乎。対曰、未也。不_レ学_レ詩、無_レ以言_レ。鯉退而学_レ詩。他日又獨立。鯉趨而過_レ庭。曰、学_レ礼乎。対曰、未也。不_レ学_レ礼、無_レ以立_レ。鯉退而学_レ礼。聞_レ斯_レ一_レ者。陳亢退而喜曰、問_レ一_レ得_レ三。聞_レ詩、聞_レ礼、又聞_レ君子之遠_レ其子_レ也。

(『新釈漢文大系1論語』三七〇頁、明治書院、現行字体に改めた)

この原話と対照すれば明らかのように22、23、25は一続きの話では無く、22と23で一話、そして25もまた同話なのである。22、23は、原話の内の伯魚(伯鯉魚)が陳亢の問いに答えた「対曰」以下の部分を要約したものであろう。但し、22の「毛詩三千篇」は東大史本の「三百篇」が正しい。25末行の「是又此之(云々)ソト云」は、原話の文には無く、説明者の言葉であろう。東大史本は、天理本18の一文を24の位置に置き、分かりやすい叙述の流れであると同時に25が22、23とは切り離れた存在であることを示している。25は、「庭訓」の説明の一つとして紹介されたというよりも原話の紹介であったのかもしれない。ところで、「庭訓」が『論語』の「庭の教え」に做ったものだとするこの説は、18の文末が「庭訓トハ云也」とあることから既にこのような解釈が存在していることが分かる。

27と28は書名の「往來」についての解説である。「古往往來ノ義也」とあり、以下に「意ハ」として「古をたず

ね過ぎて現在（未来）に教え示すの意味である」と説く。ところで、「この解説から明らかのように、また、東大史本からも明らかのように天理本の「古往往来」は「古往今来」誤写である。さて、『庭訓往来』の「往来」は「古往今来」の意味だとするのが「私記」の解釈である。その上で、他説も「又云」として紹介する。その説は「一書が彼方へ行き、その返答が此方へ来る故に往来と言つのだ」というもので、27は「古」と「今」との時間的動きからの説明であり、28は「彼」と「此」との空間的動きからの説明である。ここに示された解説と同内容のものが「真名抄」にも存在する。

【『庭訓往来』観】

29、30は、『庭訓往来』の性格についての「私記」作者の見解であろうか。「作者ノ才覚口ニ任テ書タル抄ナレハ」とあり、『庭訓往来』所収の書状は、実在のものでは無く作者の創作したものであると見なしている。この一文は東大史本が『庭訓往来』の本文に即して解説しているのは対照的である。両本の注釈内容が全く異なるのは、本来、『私記』には存在しなかったことをうかがわせる。天理本に見られるような「庭訓往来」観は他の箇所にも綴られてあり、「三」で触れる。東大史本の見解については後述「諸抄との関わり」で触れる。

【クンとキン】

31の「庭訓」の読み方についての説明は、天理本では明確ではないが東大史本には振り仮名が付いているので分かりやすい。空に言つときは「テイクン」と言い、本に向かうときは「テイキン」と言つ、その理由は「論語」を空に言つときは「ロン」^一と言ひ、本に向かうときは「リンキ」^二と言つとの同じであるとの説明である。「空」は空読みすなわち暗誦のことかと思われるが、そうではなさそうである。東大史本31才14に「看終^一終^二ヒソカニソラニ読^三云也」とある。天理本もほぼ同文である。「真名抄」は更に分かりやすい注である。「无^レ音心

中_二誦_一云_レ看_レ経_一」(後述「庭訓之鈔」)。これらを参照すれば「空_二言_一」とは心の中で密かに言つ、すなわち黙読と
いうことである。対して「本_二向_一」は、音読を指すのであろう。「私記」がこの読み分けの根拠とした。「論語」
は、漢音で「リンギヨ」と平安前期頃より明治初期頃まで読み継がれてきたと言われている。⁽³⁾「読み継がれてき
た」とは、江戸時代出版の総振り仮名付のものにも「リンギヨ」とあることから音読といつことである。論
語が本に向かう時すなわち音読の時は「リンキヨ」と言つとあるのと一致する。「真名抄」の伝本の中に「庭
訓」の「訓」について「クンハ呉音、キンハ漢音」と書き入れたものがある。この書入れに依れば「空_二云_一」は
呉音を指し、「本_二向_一」は漢音を指すことになる。今日の辞書には呉音、漢音共に「クン」、「キン」は唐音とあ
るけれども当時はこのような認識であつたのであろう。「私記」の説明に沿えば「論語」を音読するとき漢音で
「リンキヨ」と読むのと同様に「庭訓」も漢音で「テイキン」と読むといつことになる。今日「庭訓往来」の
訓は一般に「ていきんおうらい」である(『日本国語大辞典』)。

【序文の要点】

序文に記された事柄は見てきたとおりである。その要点を端的にまとめれば次のようなことである。

・『庭訓往来』は、玄恵法印の撰述であり、時代は後醍醐天皇の御宇である。

根拠として「玄恵法印の甥に当たる虎関は聚分韻略を後一条院の嘉元年中に編んでいることから、玄恵法
印の撰述は後醍醐天皇の御宇と考えられる」と主張。

・撰述の理由については二つの説を紹介する。

一説は、玄恵法印が平家物語草案の資料収集をしていた折に宿の亭主から我が子の手本がほしいと頼まれ
て作成したというものであり、もう一説は、山中一の御児性のために作成したというものである。

・公家の書には「釈素之往来」を始めとして十三部がある。

・書名『庭訓往来』の「庭訓」の典拠として『孔子家語』（『論語』の誤り）の故事すなわち孔子が庭で我が子の鯉魚に毛詩（詩経）と礼記を学ぶ大切さを教えた故事を挙げる。

・「往来」の意味は「古を尋ね往きて書き記し今帰り来て教示する義」である。他に「一書彼処へ行きその返答が此方へ来る故に往来と言ふ」とする説がある。

・『庭訓往来』は、実在の書状ではなく作者の創作したものである。故に首尾文段が整わない。

・「庭訓」の読み方には二通りある。

序文に記された解説の中で、『私記』が提示した新たなものは、撰述時代を「後醍醐天皇の御宇」とする根拠として虎関の『聚分韻略』と夢の話である。その他の事柄は既に出回っていた説を取捨選択して取り上げたようである。

【天理本と東大史本との違い】

次に天理本と東大史本との違いについて触れておきたい。

構成

最も目につく点は、東大史本の方が叙述が整っていることである。既に触れてきたところではあるが、天理本8は『庭訓往来』撰述の時代を、虎関作の『聚分韻略』を根拠に「後醍醐天皇御宇説で善い」と念を押したものである。東大史本に8は存在しないもののこの8と同趣の一文が10に存在し、天理本に10は存在しない。すなわち天理本の8が東大史本では10の位置に移動したのである。叙述の上では「後醍醐天皇御宇説」の根拠として『聚分韻略』の制作年と、玄恵と虎関とが互いに仏経を踏む夢を見たことを挙げているのであるから8の一文

は東大史本の如く10の位置にある方が叙述としては整う。同様のことは18についても言えよう。天理本18は書名の「庭訓」は『孔子家語』(論語)の庭の教えという故事によると前置きして故事の説明に入る。一方、東大史本に18は存在せず24に同趣の「是庭の教えと云う」とあるのは、18が24の位置に移動したのである。当然天理本に24は存在しない。24がこの位置に存在することは25がその前にある22、23と一続きの話でないことが明確となる。天理本は、24が無い故25も23に繋がるように誤って受け取られる。このように叙述の面では東大史本は、天理本に較べて整えてあると言えよう。しかし、構成が整わないように見えるものの天理本の8の後に9が存在しているのは、天理本にとって9は付け足しであり、「後醍醐天皇御宇に撰述」の証明は、7を以て完了していたとの解釈もできよう。また、24が存在せずとも誤ることはなかったのかも知れない。天理本は口述を書き留めたもの、東大史本は注釈書として整えたものの如く、両本の成立状況が異なる故に違いが生じたのか等、成立状況に関しては今後の課題である。

記述

次に記述についてみればこの点においても東大史本の方が正確である。7の「祐(二)条院」は「後二条院」が正しく、17の「孔子家語」は「論語」の誤り、22の「毛詩三千篇」は「三百篇」の誤り、27の「古往今来」は「古往今來」の誤り等が挙げられる。記憶違いや誤写であろうか。

また、東大史本には天理本に存在しない追加の注記がある。2に玄恵は「藤原氏ノ人」に「久我ノ家也」と付け加え、7では虎関について「師鍊トモ云ナリ」、「五山東福寺ノ住持」と注記がある。19には白(伯)鯉魚について「天下第一ノ利根也」と批評を加え、21では、その前にある20の「孔子が何事も子の伯鯉魚に教えなかった」という故事の心を解説し、また、24では「如此本語_ヲ以テ今幼童_ニ読_メ道_ヲ教_ラ庭訓ト申也。」の一文を加えて「庭訓」

の字義の解説に及んでいる。このように東大史本には天理本には存在しない記述が追加されている点が違いとして挙げられる。

追加ではなく両本が全く異なる記述も存在する。29の天理本の一文は、『庭訓往来』に納められている書状は実際のものではなく作者が創作したものであるから、「前後首尾文段が調わない」と述べ、東大史本は、『庭訓往来』の編纂意図と構成に及んでいる。どちらも言わば『庭訓往来』の性格についての解説ながらその中身は全く異なる。両本がそれぞれに書き加えたのであろうか。

ところで東大史本30は29に続くのであろうが、そこに「十一月進状廿四、七月一ツ加テ廿五通也」とあるのは、『庭訓往来』の構成を伝える重要な情報である。七月の状が三通であることを述べて他説に触れていないことは、おそらく東大史本成立の場周辺においては七月三通が『庭訓往来』の定型であったのであろう。

【諸抄との関わり】

序文の内容は見てきたとおりである。既に触れたとおり、そこに述べられている事柄は『私記』作者が綴ったものと既に出回っていた事柄の引用とがある。『庭訓往来』の成立年代を「後醍醐天皇の御宇」とする説は、『私記』以前に存在していたけれどもその論拠は示されていなかったか、或いは『私記』作者が考えるのとは別の論拠が示されていたのである。故に『私記』作者は、論理的な根拠を示したのである。しかし、その他の事柄は、「二義」の紹介であり、「伝承」伝聞の紹介である。それらと関連する資料として既に触れたように『真名抄』がある。『真名抄』とは漢文で綴った『庭訓往来』の注釈書である。真名書きのものは現在、一種のみであり、稿者が所在の確認ができた伝本は十八本である。ほとんどは室町末期の書写と考えられ、中に一本、慶長十二年と書写年を明らかにする（静嘉堂文庫蔵）。当抄の成立年代や作者については未詳。『私記』のような共通名称が見

「当たらないので、小稿では伝本共通の名称としてカギ括弧を付して『真名抄』と表記する。

この『真名抄』にも『私記』同様に注釈の前に序と称すべき一文が存在する。この序文中に『庭訓往来』の成立に関して次のような一段がある。ここでは『真名抄』諸本のうち東洋文庫所蔵の『庭訓之鈔』（外題）より紹介する（以下『真名抄』よりの引用は本書に依る、現行字体に改め、句読点私意、以下同）。

愛仁皇九十五代後醍醐天王御宇、將運（運力）賴經公時、有レ北畠玄惠法印人ト。山門ノ為レ上綱ト。或時、徒然之余ニ作レ此ノ書ヲ。以被レ誦ニ習山内之御童子ト。當レ帝依レ及ニ聞シ食シ。召出シ觀感之故ニ被レ置ニ禁中ト。淡路廢帝詔而流ニ布ス天下ト。然ル間、源三位預レ之ヲ。

ここで述べている事柄は、

九十五代後醍醐天皇の御宇、將軍賴經公の時、北畠玄惠法印という人がいた、

玄惠法印は山門の上綱であった、

或時、徒然の余り此の書（『庭訓往来』）を作り、山内の御童子に誦み習わせた、

帝が聞き及び召し出し觀感の故に宮中に止め置かれた、

淡路廢帝の詔により天下に流布し、然る間源三位がこれを預かった、

等である。「將軍賴經」は鎌倉幕府三代將軍源実朝の後を継いだ將軍藤原賴經であり、「淡路廢帝」とは奈良時代後期の淳仁天皇を指し、「源三位」と言えば保元・平治の乱に活躍した源賴政である。それらの人物が等しく後醍醐天皇と同時代に語られている。この序文に疑問を感じたのであろう、後世の『真名抄』系の注釈書（前田尊

経閣文庫蔵)には「源三位」を擦り消して「尊氏」とし、更に「尊氏舍弟直義」と記した付箋も有る。尊氏ならば醍醐天皇時代であり、例えば將軍頼経を將軍守邦親王、淡路廢帝を後醍醐天皇と読み替えれば全員同時代ではある。今、ここで注目するのは、この時代錯誤な点では無く、「庭訓往来」の成立を「後醍醐天皇の御宇」としている点であり、また、玄恵法印を作者とし、その玄恵についての説明も「庭訓私記」と類似している点である。すなわち玄恵法印を「北野」と称し、「山門」上綱」と説明するのは「私記」と共通し、徒然の余り「庭訓往来」を作り山内の御童子に誦み習わせたところのは「私記」13の「一義」と同趣である。更に帝、叡感、詔、天下に流布との語彙を用いての説明も「私記」と共通する。まさに「私記」の言うところの「時代縁起」を述べたものであり、この序文の骨格は「私記」と同様である。更に「真名抄」の序文の最後には次のような一段がある。

私三云。総而公家之書有十三部。所謂、尺素往来、明衡往来、新撰遊覚往来、朗詠集、式条、庭訓往来、源氏、伊勢物語等也。凡有レ人、望二紙式ノ歌詩ヲ則ハ用二朗詠ヲ望二ム手本ヲ則尺素、望二ム文章ヲ則ハ明衡、望二ム物語ヲ則ハ源氏、伊勢物語也(一)内、他本で補った。

見較べるまでもなく『私記』の15とほぼ同文である。文言に多少の違いはあるものの問題視するほどのものではない。『真名抄』のこの一段は伝本によって「私三云」以下が細字で書かれたものと前文と変わらぬ大きさの文字で書かれたものがある。「私云」の書き出しと細字形式から考えてこの一段は、序文の後の書き入れであろう。それがいつしか序文の一部のようになり、文字も本来、細字であったことが忘れられたのであろう。『私記』の14「已上此書ノ時代縁起如此歟」と記した後に15「惣而公家ノ文書十三部」の一文があるのは、『真名抄』の序文

と書入れの体裁の名残と受け取れる。東大史本に14「此書、時代大概如此_云」とありながら15「愬而公家、文書十三部」の後にもまた16「已上大底縁起如此_云」とあるのは、真名抄の「私云」の一段がその前文と密着して序文化した様相を示しているのではないだろうか。「私記」の成立と「真名抄」の成立の前後関係については立証する根拠は示せないが、「真名抄」が先と仮定する（「四」参照）。

次に序文の「題号_二」とある17以下と「真名抄」との関わりを見ていきたい。「真名抄」の序文は、上に紹介したとおり最後は「私云」の一段で終了する。その後「庭訓往来」の本文の注釈に入る。その注釈の巻頭に「庭訓往来」と書名があり、書名についての注釈が細字双行で付く。この形式は諸本一致している。その部分を左記に紹介する（一部他本で補った、番号私意）。

庭訓往来（以下細字双行） 右名_二庭訓_一者本_下于伯鯉魚趨_レ庭而聞_二詩礼之訓_一也。鯉魚過_レ庭_一已_二二度也。故_二私_一謂_二之_一「庭訓」。鯉魚童蒙而受_二聖父之庭訓_一。蓋_レ此書為_レ示_二童蒙之人_一也。然_レハ以_二分_二十二月_一制_レ之。故文章者記_二時節之風物_一也。依_二官位_一而定_二筆位文章_一也。后代可_レ畏_レ之。君子以_二此書_一「官高卑之上_三有_二書_一様_二次第可_レ弁_レ之也_一。往来者辞_レ往来歟。或_一書往_二于彼_一書来_二于此_一之義也。又文之返事依_レ有也。或_レ古_レ往_レ今_レ来_レ云義有_レ之也。

「庭訓」という書名の由来については孔子が息子の鯉魚に詩礼を学ぶことの大切さを教えた『論語』の逸話を取り上げ、『論語』には見当たらない「伯鯉魚」という呼称を用いて説明している点が「私記」と同じである。は、「鯉魚」の呼称を用い、「鯉魚過_レ庭_一已_二二度也」とあるのは「私記」の26とほぼ同文である。続く一文

「故_二私_三謂_二之_三」庭訓_一」は、26の「今」に対し「私」とあるものの両文は同趣であり、天理本には「同じ庭訓」の表現が見られる。の「庭訓」や「童蒙」は、天理本には存在しないが東大史本の24の文に反映していると考ええる。にある十二月に分かつという点は12にあるけれどもむしろ、天理本には存在しないが29の東大史本に反映しているであろう。対照してみると「文章者記_一時節之風物_二也_一」は「此書_一一年十二月_二記_三風物_一」となり、「依_二官位_一而定_二筆位文章_一也_二」は「依_二官位_一高家_二綴_三文章_一ノ辞_一」に、「后代」以下「次第可_レ弁_レ之_一也_二」までは「随_二貴賤_一種姓_二定_レ字句_一処_一」(仍_カ次第梯_カ登_レ捷_テ可_キ弁_レ之_一也_二)に反映していると考ええる。は「往来」の意味を説明したものである。ここには四通りの説明がある。「私記」は、27にあるとおり、四通りのうち最後に挙げてある説を採用し、「一番目に挙げてある説を28「又云」として紹介している。

なお、『私記』には、25「陳亢」の名を出しての話がある。これは、先にも触れたとおり、『論語 季氏第十六』所収の話であることから『私記』作者が『論語』に依って紹介したとも、或いは何か参照した資料があつたとも解されるが未詳。ただ、『真名抄』の伝本に「論語八巻季氏_一篇_二」として当話を全文書き入れたものがあることからその類いのものに依つたとも考えられる。「八巻」とあることから書入れは『論語集解』に依つたかと推測するが、この話は「庭訓往来」の書名の由来として取り沙汰された様子が『真名抄』諸本の書入れからうかがえることから、『私記』が『真名抄』伝本の一つから引用したのではなく、流布していた説を参照した可能性もある。

次に「旧抄」との関わりを紹介する。「旧抄」とは『真名抄』の書入れの一つである。『真名抄』諸本には、『庭訓往来』の成立に関する種々の書入れが存在する。それらを分析した結果、『真名抄』に先立って「旧抄」と称されるものの存在が明らかとなった。その「旧抄」の説と推測される書入れを先の「庭訓之鈔」から紹介する。

此書ハ人王八十代高倉院御宇北畠玄一法印ノ所選述也。玄一藤原氏也。叡山住也。被擧上綱故号ニ山門上綱也。上綱ハ官也。叡山ニ有ニ上綱一。一人ハ澄憲法印一人玄一法印相並耆英也。偏如ニ左右輔翼也。玄一居ニ北畠故ニ号シテ北畠法印ト云也。法印此書ヲ作テ帝ニ進マシメテ。帝叡覽之余リ詔テ天下ニ伝行也。行ル、於天下ニ公家之書去八十三部也。

一読して『私記』の序文との類似に気づくであろう。私意に打った番号で対照してみると には『庭訓往来』の撰述年代が「高倉院御宇」とあり、『私記』の主張する「後醍醐天皇御宇」とは異なるけれども『私記』には「高倉院御宇」を5に一つの説として紹介してある。また、は『私記』には見当たらないが、11に玄恵が澄憲と並び立つ第一人者と紹介している文意と同趣であろう。そしてまた、は2と、は4と、は3と、それぞれ照応する。はの「上綱」についての注釈であり、その点も5と一致する。は、12の文末にある「是」奉帝王ニ御叡覽ノ余ニ天下ニ弘伝ト官旨ヲ給ケルト云々」と照応する。最後の には15にあるような「十三部」の文書名は見当たらないが15と照応することは明らかである。そして又、『私記』と「旧抄」とは、文言が近似しているだけで無く、叙述の構成も同じであることに気づくであろう。両者の関係を次のようにまとめてみた。

| 序文内容 | 旧抄 | 私記 |
|-------------|----|------------|
| 撰述年代 | | 1 |
| 作者玄恵法印の人となり | | 2 3 4 5 |
| 論証 | | 6 7 8 9 10 |

うが、今は『真名抄』参照かと推測しておく。推測の根拠は、『私記』の書き出しが「総而公家、文書十三部」であるのに対して、『真名抄』が「私云総而公家之文書有十三部」と「私云」を加えている点である。『真名抄』の「私云」の「私」とは、『真名抄』執筆者であろう。この執筆者の前には「旧抄」の「行_レ於天下公家之書去十三部也」という一文が存在していたのではないか。その一文に文書名を書き添えた故に「私云」と断ったのであろう。もし、この一文が『私記』もしくは他の資料から『真名抄』へ入ったのであれば「私云」とはせず「或人曰」か、何も書かず『私記』のように書き出すであろう。先に紹介した如く、『私記』の序文は『真名抄』の序文と類似した点がある。両序文の類似は、共に「旧抄」を受けて成立したからであろう。但し、『私記』は「旧抄」に加え、『真名抄』も参照したのであると考えるが、今は推測の域である。

次に『古活字版』に触れるのが順序であろうが、『古活字版』の序文との関わりは見いだせない。その一方で注釈面における関わりは深く、「四」で取り上げる。なお、本書の序文は、仁義礼智信を重んじた内容であり、玄恵法印を作者とする点は同じながら、玄恵の生国を羽州としている点は初出の情報である。

三、注について

1 注の様相

『庭訓往来』の語彙に対する天理本と東大史本との注を見較べると、一致するもの、表現に異なるもの、独自のもの等が存在する。独自注の多くは、注全体が独自という場合もあるが、共通の注釈文の前後に独自の一文が加わっている場合が多い。始めに両本に共通する事柄について見ていく。

【施注語彙の有無】

天理本と東大史本とを対照すると施注語彙に違いがある。その違いが欠落であるのか、伝本固有のものかは未詳。それらを次に掲出した。欠文箇所及び施注語彙の順序の異なる箇所については取り上げなかった。

天理本に有って東大史本に無い施注語彙

8才12異体、9ウ8聯句、11才11既得、29才6大形、32ウ8快樂、32ウ20異見、38才10頭陀、

40ウ19阿闍梨、法橋、40ウ20律師、僧都、43才16霜（虚）勞

東大史本に有って天理本に無い施注語彙

5才13究竟、5ウ6可得御意、5ウ7物忿、6ウ7光陰、9ウ10熟、21才5追捕土民住宅、21才12約諾、

23才23水旱、27才8御札、29ウ11仰高察、29ウ12而也、

なお、付け加えれば天理本38ウ16「精読精議」（東大史本30ウ13）は「庭訓往来」の本文には存在しない語彙である。

【当て字】

天理本・東大史本に共通して当て字がしばしば見られる。当時としては気にすることではないのかもしれないが解釈に戸惑う場合がある。両本を互いに参照することによって解決した一例を紹介する。括弧内に正とあるのが正字である。

天理本

東大史本

5ウ2京ケイト図

4ウ2糸（系ウ）図（正）

9ウ15淵（正）

8才15藤

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 11ウ4 剣法 (正) | 9ウ15 憲法 |
| 21才3 下地 | 16ウ18 下知 (正) |
| 27ウ6 嵐ナトスレハ | 20ウ17 アラクスレハ (正) |
| 28才18 平定 | 21ウ10 評定 (正) |
| 32ウ14 シタ敷ニハ | 25才17 親 <small>キハ</small> (正) |
| 45才10 憤 <small>リヲ</small> (正) | 35ウ12 息通 <small>リヲ</small> |

また、注釈文に依って解決した一例を挙げれば東大史本18ウ15「金中」は、天理本24ウ15「京へ登り座敷ナト、懸テ」に依って「禁中」であると推測できた。

【説話の引用】

『私記』の注を特徴づけているのは語彙の由来を説くために説話を引用している点である。天理本で紹介すれば例えば32才2「琵琶八魏武帝ヨリ始ル」と単に名を出しただけのものを始めとして、4才11「笠懸」については頼朝の佐竹退治の話を引き、5ウ6「目出度」には天岩戸から始まって最後は太刀雄尊が常州の志津明神であるところまでを注記する。中国説話もしばしば登場し、また、語彙の連想としての歌の引用もある。最長の説話は18ウ4「蚕養」のもので、翻刻で二頁を超える。引用されたものうち一話を形成していると判断したものは五十五話である(欠文の部分は東大史本で数えた)。「私記」全体の施注語彙数は約九三〇であることから五十五話は大きな割合ではないものの、一語彙の注釈文字数が十文字、二十文字程度が多いなか、複数行に渡り、或いは一面、二面に渡り説話が続く注釈は、本書の特色であろう。語彙の由来を説く目的を超えて説話そのものの紹介が目的となっているようにも見える。引用された説話のうち、18才9「紺搔」と27ウ18「紛骨」の説話が東大

史本には存在しないけれども残りの五十三話は存在し、数に入れなかつた、説話の中の人物名のみ、或いは歌のみの引用も欠けることなく共有する。天理本と東大史本の説話には異同があり、語句の異同程度の場合やそれぞれ独自の一文が加わっている場合がある。それにも関わらず、説話の有無の点においてほとんどを共有している点は『私記』の当初の姿、そして『私記』の性格を考える上で注意すべきであろう。

【「旧抄」参照】

天理本、東大史本共に同じ箇所「旧抄」から引用した注が存在する。

天理本

東大史本

2ウ1旧抄云

2オ8旧抄云

3オ1旧抄ニ曰

2ウ6旧抄云

4ウ10旧抄図ニ云

4オ4旧抄ノ之図ニ云

15ウ7又旧抄ニ曰

12ウ14又旧抄云

「旧抄」とあるのは両本共にこの四箇所である。しかし、両本を見較べると一番目、二番目の引用文は短文のためほぼ同文ながら四番目は次の如く異同がある。

天理本 又旧抄ニ曰、虎_モ虎_ノ長_キ毛_ヲ刃_ニ懸_テ吹_テ見_ルニ不_レ切_処有_ラ刀_ノ疵_トス。如此百姓ヲ至_テ過_ラ正_ハ悪_也ト云意也。

東大史本 又旧抄ニ云、虎_モ長_キトラノ毛_ヲ刃_ニカケ_テ吹_テ見_ルニ不_レ切_処アレハ刀_ノ疵_ト云。如此百姓ナトノ過_ヲ求

サル也。

また、三番目の「旧抄図」も異なる。「田物」の説明の中に引用した「旧抄」の図ではあるが、「一」で触れたとおり東大史本の図は、注の中に「三方ハツル」とある説明とは異なる。おそらく他の図と入れ間違えたのである

う。「私記」が「旧抄」を参照したことは明らかであるが、「旧抄」を丸写ししたのではなさそうである。

【二云】

注の中には文末を「二云」（翻刻は「云」）と結んだものが存在する。その中で例えば「延年」の注は次の如くである。

天理本8ウ3 延年八慰ノ意也。或人ヲ博士三日ノ内ニ必ス死スヘシト占フ。彼人然ハ可思出ストテ猿樂ヲサセ見物而既ニ命延ニケリ。半年計而博士申様、貴方ノ命延ル事不審也。扱モ何様ノ事ハシ而命延候哉ト問ヘハ猿樂サセ見物申スヨリ外ハ何事モ不仕ト申ス。扱社猿樂ヲ延年ト申ス子細ナレト云。

東大史本7オ8 延年トハタヲノフルトヨム也。或人ヲ博士、三日ノ内ニ必ス死ヘシト占フ也。彼人、尔者 出ラスヘシトテ猿樂ヲサセ見物シテ既ニ命延ニケリ。半年計シテ博士申様、貴方ノ命延ルコト不審也。如何様ノ事ヲメサレ候耶ト問ヘハ猿樂サセテ見物スルヨリ外ニ何事モ不仕申ス也。サテコソ猿樂ヲ延年ト申子細ナレト云。

見較べると多少の異同はあるもののほとんど同文である。これは両本とも文末に「二云」とあるとおり引用文であることに依るのである。

ところが一方が「二云」と結ぶのに対して一方が「也」と結ぶ場合がある。

天理本20ウ12 猿樂ハ神代ヨリ有ト見タリ。中比迄ハ神樂ト云ヲ恐ノ為ニ神ト云字ノ反ヲケテ作り計ニテ申樂共書ト云。

東大史本16ウ12 猿樂トハ神代ヨリ存ト見タリ。中比迄ハ神樂ト云ヲ恐ノ為ニ神ノ字ノ扁ヲ除テツクリ計ニテ申樂ト云也。
（中略）猿ハ万物ノマネヲスルヲ社人見テ其ヲ学テ猿樂ヲ始也。

猿樂についての注である。両本の注釈文は中略部分に一部異同はあるものの他は右のとおりほとんど変わらない

のに、天理本の文末は「云云」、東大史本は「也」である。逆に東大史本が「云云」と結び、天理本が「也」と結ぶ例もあるが引用は省略する。

また、次の如く「也」ではなく「歟」と結ぶ例もある。「歟」に「云云」の引用の気持ちを込めたのかもしれない。

天理本 38ウ11 過去七仏ノ說法ヲ手本^ラ一字モ不違由ト云歟。

東大史本 30ウ6 過去七仏ノ說法ヲ手本ニ一字モチカワサ、ル如シト云。

更に同様の注釈文でありながら一方が一文を加えた例もある。

天理本 42才7 水織八似^レ蟾^{ヒル}ニ間此蟾吉也。

東大史本 33才14 水織^ハ蟾^{ヒル}似^{タル}物也。或^ハ帝王精進召サル、時ヨロツノ魚鳥^ラマネタル也^{ト云}。

「云云」の用例は天理本で九十箇所存在するが、今回の調査では変化の法則を見いだすに至らなかった。

【『庭訓往来』観】

次に『私記』が『庭訓往来』をどのような書物と見なしていたのかが分かる箇所があるので紹介する。

・天理本 5ウ2 此文一部始終官授領^ノ氏計也。名乗^ハ不書ト云。

東大史本 4ウ2 此書^ニハ一部始終官授領^ノ氏計書^ヲ名乗^ラハ不^レ書也。心^ハ官授領^ノ作者^ノ詞迄^ニシテ実人^ヲ定^ル義無故也^{ト云}。

云。

・天理本 39ウ13 結夏^ハ仏世八十月ノ文^ニ有間是来年結夏以前ノ事^ヲ云歟。又是力当座ノ口^ニ任^テ書給^ハハ文段首尾セ又

故力。

先の「二」で取り上げた『庭訓往来』観』に紹介した如く天理本の序文には、「此書」すなわち『庭訓往来』

は作者が口にならせての創作だから首尾文段が整わないとあった。この見方は、語彙の注釈の中にも散見する。右に引用した天理本二例目は「結夏」についての独自注である。十月の手紙の文面に結夏が出てくることを疑問視しての言葉である。作者がその場の口にならせて書いたものだから首尾一貫しない文面になっているとの解説である。なお、『庭訓往来』の本文は「結夏伝世」ではなく東大史本の如く「結夏已前」である(30才17)。一例目は正月往状の後付けに関する注であり、東大史本は多少表現が変化し、更に注をかみ砕いて説明を加えている。東大史本はこの一例のみであるけれども両本共に『庭訓往来』所収の手紙は作者が作り出したもの、すなわち『庭訓往来』は創作書であると認識していたことが分かる。また、次のような一文もある。

東大史本23ウ9 牛胸懸^{トハ}語^ヲ縁語^ニ任^テ物類^ヲ書出玉^ス也。用^ヲ云^ハ車牛^ノ道具也。

右は天理本にも存在するが(30ウ11)多少異同があり東大史本の方が分かりやすいのでこちらを引用した。この中に「語^ヲ縁語^ニ任^テ物類^ヲ書」とある。すなわち『庭訓往来』に「牛胸懸」とあるのはその前にある語彙の縁語で同類の物を書いたに過ぎないとある。「私記」は施注語彙として取り上げていないが『庭訓往来』の本文では「牛胸懸」の前には「房鞞」の語彙が存在する。「房鞞」は馬に用いる物であり「馬」の縁語で牛用の物を書いたまでだという注釈である。この注釈から『庭訓往来』の文面は縁語を列挙したに過ぎない箇所もあると認識していたことが分かる。すなわち実際の用向きに書かれた手紙ではないという認識がこの引用文からもつかえる。

2 天理本

天理本独自の注の中で印象深い注の一部を紹介する。

25才19 纏頭八土産ヨリ外ハナシト云意歟。又古ハ八閩東ナト二八客人^ニ成テ行^ニ八遊女^ヲツレテ行[、]主人^ノ

饗シスル。彼女房帰ル時衣裳ヲ取スル。遊女取テ頭ヲマトイ帰ル間云尔也。

「纏頭」の注である。東大史本にもほぼ同文で存在するけれども（19才18）「又古ハ」以下は存在しない。この天理本独自の一文は、天理本が関東の事情に明るいことを示す材料の一つになる。

27ウ18 粉骨ハ菩薩ハ肱ヲ切テ奉ルレ仏ニ。如此身骨ヲ不レ惜主君ハ奉ル仕ヘヲ云也。

「粉骨」の注に「菩薩ハ肱ヲ切テ奉ルレ仏ニ」と注釈し、これを例えとして「如此身骨ヲ不レ惜主君ハ奉ル仕ヘヲ云也。」と続ける。東大史本には後半の注に相当するものだけで前半の菩薩の話は存在しない（21才11）。天理本執筆者の心情が出てるように受け止めた。

36ウ9 今年天文六年正月廿五日ニ公方御参内、時モ六角殿御内新藤鷲（警）固ニ上洛スル。北部二八堀今井

武具ヲ調ヘ上ル也。

これはその前文「就中ヨリ重代、重宝迄ハ御鷲（警）固、武士、事。」に続くもので、この文中の「御鷲（警）固」の連想で加えられたと思われる。東大史本には前文の「就中ヨリ」の一文だけで「今年」以下は存在しない（29才4）。「今年天文六年」は天理本執筆の年と推測される。すなわちこの一文は天理本の成立時期を示していると考えられ、また、執筆者が六角殿身辺の動向に明るいことも伝わってくるが、「天文六年」は誤りと検証されているのでこの一文については「四」で取り上げる。

37ウ21 宝塔ハ多宝ノ塔也（見せ消ち）（見せ消ち）。儀軌之塔也。

一部判読困難な文字が存在するがおそらく東大史本の「宝塔ハ多宝ノ塔也」（29ウ27）と大差ないであろう。後半の一文「儀軌之塔」は東大史本には存在せず、天理本がこの一文を付け加えた点に執筆者の立場が表れているのではないかと推測する。「儀軌」は法則や儀範という意味のほかには密教用語でもある。

8ウ11 和歌ハ・神代ニハ・八雲立出雲八重垣妻籠テ八重垣造ル其八重垣ヲ。是ハソサノヲノ尊ノ歌。仁王ニ
 八十七代仁徳天皇ノ歌ニ・難波津ニ咲ヤ此花冬籠リ今ヲ春辺ト咲ヤ此花。是ラ歌ノ父母ト申ス。人丸八四十一代
 持統天皇ノ御宇ノ人也。住処色々申セトモ下野宇都宮ヲ本説トス。明神ノ社旦ノ辺ニ柿木廿一年宛ニ自然ト生ヘ
 替ヒ。是ラ由ニ柿ノ本之人丸ト申也。赤人同時代也。人丸赤人ハ一体ノ化身ソト申ス。山辺ト云処越前ニ有、
 京ニモ有、近江ト筑紫ニモ有、何ヲ本トスヘキヤラン、人々色々ニ申記也。

「和歌」についての注である。東大史本にもほぼ同文の注が存在するが傍線部分を欠く。次の「3」で東大史
 本が歌に関心を寄せていることに触れるが、その東大史本に存在しない「人丸赤人一体」とする伝承が天理本に
 書き入れてある点に天理本の性格が表れているのであろうと推測し、天理本独自の注ではないものの紹介した。

3 東大史本

東大史本には独自注が天理本よりも多数存在する。それらの独自注は、注全体が独自という場合もあるが、共
 通の注の前後に独自の一文が加わっている場合が多い。印象深い独自注を紹介する。

【異本】

5ウ4 賭引手物トハ太刀、刀ナトヲ積ミ物ニシテ上手ノ射手ニ取ラスル也。是ハ的取持亭主ノ馳走也。又異本ニハ、カ
 ケモノハ射手ニ出ス義、引手物ハ各々ノ衆ニ出ス義ト也。

「賭引手物」の注の中に「異本」とある。この「異本」の注は「カケモノハ」と「引手物ハ」とに分けてそれぞ
 れ別のこととして注を施している。その点、東大史本は「賭引手物」を一語として注を施している。それ故、東
 大史本は解釈の異なる異本の注を紹介したのであろう。ところで天理本の注は次のとおりである（6ウ9）。

賭ハ積物也。是ハ射手勝ニ出物也。

引手物惣ノ射手ニ引物也。其ハ亭主之馳走ニ調也。

ここには「賭」と「引出物」とを別のものとして注が施してあり、また、注の内容を見ると「賭」は「積物也。是ハ射手勝ニ出物也。」とあり、東大史本の「異本」の注を含んでいる。「引出物」については「惣ノ射手ニ引物也。其ハ亭主之馳走ニ調也。」とある。後半の「其ハ亭主之馳走ニ調也」は、東大史本にもあり、「賭引出物」であろうと「賭・引出物」であろうとどちらにしても、これは亭主の役目であるとの説明である。この部分を除いた「惣ノ射手ニ引物也」が「引出物」の注になろう。異本の説明とは異なるように見えるが、異本の「各々衆」は天理本の「惣ノ射手」に相当するのであろう。すなわち東大史本に言つてころの「異本」とは天理本であらう。「一」の天理本で触れたとおり「賢宗皇帝」の異本注記「玄」は東大史本のものであり、天理本にとって異本は東大史本であり、逆に東大史本にとって異本は天理本である。しかし、この天理本の異本注記は後世の手によることも考えられることから仮にこの事例を除いたとしても、東大史本の「賭引出物」にある「異本」は注釈文の中に存在することから東大史本成立時に天理本系のものが異本として参照されたことは、確かであらう。

【私云】

2ウ14 子ノ日ノ遊ト下ト撰政関白公卿大臣各ノ正月初子ニ年中風雨霜雪ニラカサレ又様ニトテ東ハ出テ三尺ノ若松ヲ根引ニシテ七本合テハハキ五色ノ糸ニテユイ座ヲ掃キ身ヲ撫ル心ロ松カガ如ク万歳ノ齡ヲ可保ツ也ト祝也。去者菅ノ丞相ノ詩ニモ因テ松根ニ摩ス腰レハ腰ラ（「腰ラ」カ）千年ノ翠満リ手ニ折テ梅花ヲ挿メスハ頭ハ二月ノ雪落ッ衣ニ云。私云、松ハ千秋ノヨハヒヲ持テ花ハキサラギコトニ咲キカウヘニサシ拳レハ身ニ散リカ、ルト云心也（以下略）。

子の日の遊びについての前半の注である。天理本の注はほぼ同文ながら傍線の部分が無い（3オ7）。このよう

な「私云」の注記はこの箇所のみであり、また、天理本には全く存在しない。東大史本にはこの他にも独自の注が多数存在するがそれらの注も「私云」の部類なのかは不明である。しかし、この一文が加わったことは、親本から離れて東大史本『私記』が形成されたことを示していよう。

【歌に関心】

歌に関した注において両本に違いがある。

天理本 8 才 13 連歌八長歌ト読也。仁王六十二代村上ノ天皇ノ初テ遊ス、小夜更テハヤネムモナリニケリ、重野ノ大臣ト云人付給マ、夢モ相ヘキ人ヤ待ラン。

宗匠八連歌ノ師也。

東大史本 6 ウ 17 連歌トハウタヲツラヌトヨム。常ノ三十一字ニ非。一折リ歟、或ハ歌山ト云テ三十六句又ハ四十四句五十韻百韻千句万句等也。惣シテ仁王六十二代村上ノ天皇始テ遊ス也。小夜更テハヤネムウモナリニケリ。是ニ重ケ野ノ大臣ト云人付玉。夢ニ相フヘキ人ヤ待ラント。

宗匠トハ連歌ノ師也。座ラカラクル人ノコト也。

右は「連歌」及び「宗匠」についての注である。まず「連歌」の読み方が両本では異なる。天理本には「長歌ト読也」とあり、東大史本には「ウタヲツラヌトヨム」とある。また、東大史本は天理本には存在しない記述（傍線部分）があり、連歌を実に具体的に説明している。次の「宗匠」についても東大史本には天理本には存在しない記述（傍線部分）がある。この説明も具体的である。二つとも連歌の場を知っている故の解説であろう。

また、次のような注がある。

7 ウ 2 古風トハイニシエヲ形取ル義也。春風古今吟スレハ昔今不替ト云心也。

8才6 詩^{トハ}白樂^ヲ詩^ニ青苔似^レ衣^ニ岩尾^ノ肩^ニ懸^レトヨム。歌^ハ此心^ヲ住吉^ノ明神^ヲ苔衣^{キタル}岩尾^ハサモアラテキ又
 〳〵山^ヲヒラスル哉^{ト遊ス也}。

一つ目が「古風」、二つ目が「詩」についての注である。引用は省略したが天理本の注（9才1・9ウ7）には傍線部分が存在しない。この東大史本の注は歌に関心を持つ、或いは造詣が深い故に出来た解説であろう。先の「私云」の事例として挙げた注の傍線部分は、引用した菅丞相の詩の心を解説したものであり、やはり、歌に知識を持つ故に出来た解説であろう。

ところでこの「私云」の引用文（2ウ14）に続く注の中に春の七草を詠み込んだ歌が「セリナヅナゴ形タビラコ仏^ケ座ハコベス、シロ是^シ七草^ト誦^{ナリ}」と出てくる。その歌を「俊成卿^ノ歌^ニ」と紹介し、「千載集」^ト割注も入れている（3才5）。天理本にも同歌は有るものの（3ウ5）俊成の名は見当たらない。この後の注にも俊成の名が二度登場する。

5才3 アラタマ^ノ年^ノ三年セヲ待^ワヒテ今日^イクカサテ新枕^{セント}ヨメリ。

6ウ10 花盛^リ四方^ノ山辺^ニアクカレテ春^ハ心^ノ身^ニソワヌ哉

一つ目には「俊成卿^ノ立春^ノ歌^ニ」^{とあり}、二つ目には「俊成卿^ノ歌^ニ」^{とあり}「千載集」^{と割注もある}。天理本にもこの二首は存在するが一つ目には「俊頼卿^ノ立春^ノ歌^ニ」^{とあり}（6才3）、作者名が異なる。二つ目には「俊成卿^ノ歌^ニ」^{として}「千載集^ニ有^リ」^{とあり}（8才5）、こちらは東大史本と同じである。俊成作であろうと俊頼作であろうと執筆者の知識の正確さについては大いに疑問の生じるものの、上述の諸例から東大史本が歌に関心を持っていたということは言えよう。

【漢字の読みに関心】

注釈には漢字の読みについてのものがあり、それらは「誦」、「読」、「ヨム」、「ヨメリ」、「ヨミ」等と表現してある。天理本と東大史本とでは表現は違っても多くは同様の注であるが、中にそれぞれに独自の注がある。独自注のうち比較できない欠文の箇所を除くと天理本には12箇所、東大史本には32箇所存在する。数字の上では東大史本の方が読みについて関心があると言えそうではあるが、注を見較べると表現の違いが数の違いに反映していることが分かる。東大史本には、天理本に存在しない読みを独自に注記した箇所のほかに、天理本では意味として注記した内容を読みとして注記している場合がある。左記に三例紹介する。

・天理本5才16 誘引ト八才サヨフト也。

東大史本4才12 誘引トサソヒヒク、コシラヘヒクトモ、イサヨフトモ誦ム也。

・天理本10才8 稽古ハ古ヘヲ勘合スル也。

東大史本8ウ6 稽古トハイニシエヲカンカウルトヨム。

・天理本45才12 遼遠ハ遙ニ遠迄也。

東大史本35ウ15 遼遠トハカニトヲシト訓スル也。

天理本が「也」と表現しているのに対して東大史本は「誦ム也」、「ヨム」、「訓ム也」と表現し、読み方として説明している。

このような違いの他に両本で認識が異なり、天理本には「訓読にて聞かず」とあるにも関わらず東大史本が訓読を示す箇所がある。

・天理本5才14 尋常トハ訓読ニテ不聞。今ハ弓ニ付テ云。唐ニハ只ツネノ義ト云。我朝ハ勝タルヲ云意。

東大史4才10 尋常ノ射手トハヨノツネト誦。唐ニハ只ツネノ義也。我朝ニハ勝レタルヲ云也。

紹介した読みについての注は一部に過ぎず、東大史本が独自に読みについて注記した数は天理本の独自の数を上回るものの、天理本にも見過ごせない読みの注記がある。

・天理本10ウ18 修固八修_イ固_ムト云意也。カコム、カイコムトモ読也。

東大史本9才18 修固_ハツクロヒカコム_上云心也。

・天理本43才18 禁好物八禁八病者之食事撰_フ事。好八コノムト読。病者_ニ進_テ吉食事。

東大史本34才18 禁好物_{トハ}病者_ノ毒_ヲエラビ薬_ヲコノム義也。

・天理本44ウ7 国_ノ土産_ハ八_ハニカラト読。

東大史本35才15 国_ノ土産_{トハ}国_ノ宝_ヲ云也。

この三例は天理本が読みとして注記しているのに対して東大史本は意味として注記している。これは、上に挙げた天理本が意味と注記し東大史本が読みと注記した場合と逆の例である。数の点では両本に差があるけれども天理本も読みについて注意を払っていることは否定できない。

東大史本の読みに関する注記の総数は一一九である。東大史本には欠文があることから『私記』全体の数といわわけにはいかないが、『私記』は基本的に漢字の読み方に注意していたのであろう。その中で両本共に独自注を施しているのは、読み方を知りたいという要望があるからであろう。それは、『庭訓往来』_{『』}がおそらく素読本として活用されていた状況が背景にあることを示しているのである。小解題の冒頭に『言経卿記』の一条を紹介したが、より端的に『庭訓往来』が実際に素読用として用いられたことを伝える史料として広く知られているのが『身自鏡』で、著者玉木吉保（毛利家家臣、一五五二—一六三三）は十三の年に読了と記す。東大史本が読みについての注を増しているのは、必要とされる注釈書として内容を充実させたのであろうと推測する。また、

次のような注がある。

6ウ3 吉野^ト大和国也。書^ヲヨム時^ハ吉野^トヨミ切^テ山校^トヨムヘキ也^云。

7才2 (前略) 書誦時^ト如何^トヨミ切^テ心底^ト読^テヘキ也。

これらの「書を読むときは」とある注記や、天理本の8才15「是ヨリ詩連句ノ詠迄八次ノ文ニ可聞也」(東大史本6ウ22)或いは24才2「猪熊ヨリ嵯峨土器迄八所ノ名也」(東大史本18才14)、また、45ウ22「都合ヨリ莫大迄八文ノ如シ」(東大史本36ウ3)など「庭訓往来」の本文を辿った注釈文があることから「私記」が「庭訓往来」の本文を傍らに置いて注釈したことがうかがえる。このときに使用した「庭訓往来」の本文は、書状の日付と施注語彙とに異同があることから天理本と東大史本とは異なっていた考えられる。

【家名記載】

10ウ21 御教書^ト云^ハ官領^ノ義^ヲ受^ケテ長尾殿ナトノカ、ル、状也。官領^トハ武衛畠山細川ノ三人也。昔^ハ御教書^ヲ公

方^ノ御書^ト申^タリシカ今^ハ此^ハ官領^ニ定^テ御書^ヲ下^ト申^也。御奉書^トハ公方様^ノ申^也。官領^{ヨリ}政所^ヘト云^状御教書^ト

云也。惣^{シテ}官領^ト云^ハ京方^ニ已^上三^云官領也。鎌倉^ニ山^ノ内殿上相殿。

「御教書」及び「官(管)領」についての注である。天理本にも同様の注があるものの(13才9)傍線部分「惣^{シテ}」以下は存在しない。

21ウ15 副將軍^トハ上相殿也。頼朝^ノ御代義経^ハ副將軍也。

「副將軍」についての注である。天理本には、前半は同文で存在し、後半の傍線部分「頼朝」以下は存在せず、東大史本とは全く異なる。「又一義八大将打死スレハ副將軍大将^ニ成^ト云^云」の一文が存在する(28ウ4)。天理本が副將軍の役柄を述べているのに対して東大史本は具体的に人物名を例示している。

26ウ12 管領寄人ト管領ノヒイ鼻者云也。惣シテ京ナラハ武衛細川畠山、関東山内殿（也カ）。天下ノ国々如

此ト云。

『管領寄人』についての注である。天理本にもほぼ同文の注が存在するが（33ウ16）、後半の傍線部分「惣シテ」以下は存在しない。東大史本は、先の「御教書」や「官（管）領」同様に特定の家名を挙げての注である。

以上の三例が示すのは、具体的に家名や人物名を挙げて注釈内容を分かりやすく解説していることである。家名を挙げての注釈は他にもある。

21ウ16 執事ト官領ノ内長尾千葉ノ家ナト也。

右は、ほぼ同文で天理本にも存在する（28ウ6）。先の「御教書」やこの「執事」の如く家名を挙げた注釈が両本に存在することから『私記』は、本来、家名を挙げて分かりやすい注釈を心がけていたようである。その上で、東大史本が独自に膨らませたのは、東大史本の執筆者が幕府に関心を寄せていた故に詳しい注になったというよりも、このような家名や人物名を挙げての注釈が本書の利用者に歓迎されたからであろう。東大史本は、利用者が理解しやすい、要求される注釈書として家名、人物名を加えて注釈内容を充実させたのであろうと推測する。

四、『私記』の成立について

【成立年代】

『私記』の作者及び成立年代については未詳である。現在判明している伝本の書写年は、天理本が天正十年（一五八二）、東大史本が慶長三年（一五九八）であることから天正十年以前の成立ではある。また、天理本の八

月十三日状の文面に

今年天文六年正月廿五日「公方御参内、時モ六角殿御内新藤鷲固ニ上洛スル。北部ニ八堀今井武具ヲ調ヘ上ル。」

という一文があることから、この「天文六年」が『私記』成立年代の手がかりになる。ただ、先にも触れたとおり(三三)文面が言うところの天文六年に公方すなわち足利將軍が参内した記録が見当たらず、これは十六年の誤りであると検証され、「天文十六年」が『私記』成立の下限とされている。ところがこの一文は東大史本には存在しない。東大史本は家名を付け加えて注釈内容を整える傾向にある(三三)。その東大史本にこの一文が存在しないということは、本来、『私記』原本には存在しなかったのである。

見てきたように天理本にも東大史本にも独自の注が存在し、それらがいつ加えられたのかは未詳である。天理本の奥書を見ると天正十年に写し置くとあることから天理本は親本を書写したに過ぎないと考えられ、東大史本も同様である。天理本の奥には「一」に紹介したとおり「此本」が「江州弥高寺悉地院」にあるとの識語がある。「此本」が天理本の親本を指すのであれば親本の所在先を知らないことは考えがたく、「此本有ト云」と伝聞表現にはならないであろうから「此本」は『私記』原本を指すかと推測する。「今年天文六年」の一文を加えた天理本の成立を天文十六年(一五四七)或いは天文六年(一五三七)とすれば『私記』原本の成立はそれ以前となるけれどもこれ以上のことは未詳である。

【口述】

天理本と東大史本の内容は基本的には同じであり、その上でそれぞれに独自の注を加えていることは、上に見てきたとおりである。ただ、この基本的には同じ内容の注であってもそのとおりには写し取ったというほどに同文ではなく、微妙に異同があることは、先に取り上げた「云云」の事例(三三)一つとっても明らかであろう。そ

の異同の要因は、『私記』の転写の過程で口述が加わったからであろうと推測する。或いはまた、当初から口述され、それを筆記したものであったのかもしれない。口述を書き取ったことを推測させる事例として次の注を紹介する。

天理本 8ウ1 琴ノ如シト云テ絃ハハリキヲ立、糸ヲシメ拳テ引ハ也。

東大史本 7才6 琴ノコトチト云テツルニハリ木ヲ立テ糸ヲシメ拳テ引也。

右は「管絃」についての注の一部である。天理本の「琴ノ如シト」は東大史本の如く「琴ノコトチト」となればならない。明らかに言葉を目で捉えたゆえの誤りであろう。

天理本 41才18 青番羅ハ青ク而ツカイノ赤キ文有。

東大史本 32ウ20 青番羅^シハ青^シクシツガアラキ文有。

これは「青番羅」についての注である。本来は東大史本の如き注であったはずであり、前例同様に注釈を目で聞いたため「シツガアラキ文」が「而ツカイノ赤キ文」に変化したのであろう。先の「当て字」(「三」)に挙げた「淵」と「藤」の違いは、この類いの可能性も考えられよう。一方、忠実に親本を写し取ったと思われる箇所がある。

天理本 42才21 山葵ノ寒汁

東大史本 33才24 山葵ノ寒汁^{トハ}

天理本も東大史本も「寒汁」の下が数文字分空白になっている。両本共に同じような空白があるのは共通の親本の段階でそのような空白が生じていたのであろう。天理本と東大史本の間には、一致、変化、独自と多用である。

【前後関係】

天理本と東大史本の成立の前後関係については次の注が参考になる。

東大史本31才17 結夏已前^ト惣^テ年中ノ時分^ヲ指^ス也。大済（ナカ）ト^ラスル比^ハ俗出^{トモ}夏中^ニ心^ロサシ^ヲ持、
毎日花^ヲ立^テ夏精進ナト^ヲ致故云尔也。十月ノ文ナレハ其分^ニ相当^セナト、不可思也。

右は、十月十三日付けの大斎についての文面にある語彙「結夏已前」の注である。注には「結夏已前」とは、なべて一年中を指すとある。そもそも「結夏」は夏安吾の初日のことで陰曆の四月十六日（或いは十五日）である。それ故、注には「大斎をする頃は」と解説して、これは十月の文であり結夏の時分に当てはまらないと思つてはいけないとある。この注に対して天理本には全く別の注が付く。先の「庭訓往来」観（三三）で取り上げたとおり（39ウ13）、その注は、十月の手紙の文面に四月に行われる結夏が出てくることを疑問視して「結夏已前」というのは来年のことであるとし、このように実社会の時節に合わないのは作者がその場の口に任せて書いたものだからであり、首尾一貫しない文面になっていると解説を加えている。両本の注が全く異なるのは、どちらかがどちらかを否定したからに他ならない。とすれば、「結夏已前」を十月の文面にはふさわしくないと思つてはいけないと解説する東大史本の注は、ふさわしくないとする注を前提としての解説であろう。すなわち天理本の注を否定したものである。

次に紹介するのは、「三」の東大史本のところで「漢字の読みに関心」の事例として取り上げた「尋常ノ射手」の注である。引用は省略するけれども天理本の注記には「尋常」の訓読は聞かないとある。ところが東大史本には「ヨノツネ」と訓読が記してある。両本の注の後半部分はほとんど同文であることから東大史本は、天理本のような注を見て気にかかる部分を訂正したのであろう。すなわち東大史本の「ヨノツネト誦^ム」は、天理本にある「訓読^ニ不聞」を前提として付けた注であろう。もし、天理本が「ヨノツネト誦^ム」を見てこれを否定するのであ

れば「訓読_{ニテ}不聞」と表現せず「ヨノツネとは読まない」というような表現になるであろう。

右の二つの事例に加え、「三」で見たとおり東大史本の注は天理本よりも整っていること、東大史本の注釈文中に存在する「異本」とは天理本系のものであること、「二」で見たとおり序文の構成が東大史本の方が整っていることなどから東大史本の前に天理本が存在していたと考える。但し、この天理本が当天理本であるのか、この天理本の祖本であるのかは未詳である。

【諸抄関係】

『真名抄』

『私記』が『真名抄』と関わりがあったことは「二」で触れたとおりである。ここでは注釈文の中から関係を示す事例を二つ紹介する。上で取り上げた「結夏已前」についての『真名抄』の注は

是十月ノ文ナル間来年之結夏云也。

である。明らかに天理本と同内容であり、表現にも「是」や「文ナル間」などの同じ語が目につく。次の事例は東大史本（4ウ5）より紹介する。

改_ハアラタム_トヨム也。

目出_ハ昔天神七代ノ終_リ伊弉諾伊弉冉尊一_ニ女三男_ヲ生_ミ給。日神月神蛭子素盞烏是也。謂_ク日神_ハ天照太神、月神_ハ紀州日前宮月弓尊、蛭子_ハ摂州西ノ宮、素盞烏_ハ雲州大社是也。而_ニ第一ノ天照大神嫡女_ニ御座_ハ故日神_ト成_リアマテル（大カ）神_ニテ天下_ヲ守護_シ玉_フ也。第三ノ男子ノ内ノ素盞烏尊此_ヲソネミ女神_トテ天下ノ御計_ト不可_ルトキ我_レ守護セントノ玉。尔間神明天ノ岩戸_ハ引籠給_ハ天下黒闇_トナルコト七日七夜也。此時諸神岩戸_ノ前_ニテ

色々ノ神遊^{ヒラ}作^シ給^テ。依之神明^(カ)面白ク思召^シ岩戸^ヲ少^シ開^キ御覽アル。其ノ目ノ光^リノ出^テ見^テ諸神喜^ヒ玉^ヲテ目出^ト云玉^ヲ間是^{ヨリ}始詞也。其時太刀雄ノ尊岩^ヲ取^テ虚空^ヘ投^テ玉^ハ天下明也。其戸信濃国^ニ納^レ戸陰^ノ明神^ト崇^メ奉^ル是也。太刀雄ノ尊^ハ常州佐竹^ノ志津^ノ宮明神^是也。

右は、正月返状のものであり、天理本の施注語彙は「改年」と「目出度」である。その天理本の「改年」の注(5ウ5)には

改年ト八年改ルト読也

とあり、東大史本とは表現に多少の違いがある。「目出度」の天理本の注(5ウ6)を引用するのは省略するが、右の東大史本の注の始まり「昔」以下「守護セントノ玉」までに相当する注が存在せず、天照大神が天岩戸に引きこもったところより文末にある志津の宮明神に及ぶところまでがほぼ同文で存在する。一方、「真名抄」には次のようにある。

歌道ニ改年^ヲ々々^ト読也。

目出^ト言^ハ昔天照大神^ヲ素盞烏命^ニ争^テ天下^ヲ時天照大神^ハ岩戸^ニ引籠給^之間天下^ヲ七日七夜成^レ暗^ト也。此時諸神相談^シ於^テ岩戸^ノ前^ニ万^ノ(神)樂^ヲ為給^時天照大神^面面白^ク思食、戸^ヲ少^シ開御覽有^ル。其時太神^ノ御日^ノ出^テ見^ル。諸神喜^ヒ目出^ト給^フ。自^レ是始也。其時太刀雄^ノ尊取^テ岩戸^ニ抛^テ空^ニ自^レ是天下^ヲ明也。其戸信州戸隱^ニ落^セ也。故^ニ云^ニ戸隱^一。太刀雄^ハ今^ノ常州明神^是也。

「改年」の注を見ると東大史本も天理本も「改」一字の読みとしているのに対して『真名抄』は「改年」の二字を以て「アラタマ」としている点は違うものの、三本が共に「改年」の読みを注記している点は同じである。次の「目出」については、東大史本にある「天神七代」以下に相当する注は『真名抄』には見当たらないが、文中に「素盞烏命」の名がある点は天理本よりも東大史本に類似する。加えて注の書き出しが「目出」である点は東大史本と同じである。天理本は「目出度」である。二例の紹介に過ぎないが『真名抄』と『私記』との関係性は無視できない。稿者は、かつてこの「目出」の注を取り上げて『真名抄』と『私記』との関係性を紹介したが、その折には天理本の紹介であつたゆえ、ここに東大史本を取り上げてその関係性を紹介した。序文に於ける『私記』と『真名抄』との関係性から考えて注釈面においても深い関係性にあることは当然なのであろう。しかし、両書の成立についての前後関係は未詳である。「一」で検討した如く『私記』の序文には『真名抄』から取り入れたかと推測できる部分があり、『真名抄』が先に成立と仮定してはみたが、一方で、流布の説に依つた可能性が考慮される部分もあり、更に「旧抄」との関わりも認められることから『真名抄』の後に『私記』が成立したという確証は、序文からは得られなかった。注釈面でも前後関係を確定する資料は得られていない。

『古活字版』

次に『古活字版』を取り上げる。『古活字版』とは、元和・寛永頃に出版されたと考えられている『庭訓往来』の注釈書である。本書の伝本は、『国書総目録』に依れば四点である。その中の東洋文庫蔵本を用いて説明を進める。内題は「庭訓抄」。他の注釈書と紛れやすいことから私に『古活字版』とする。施注語を摘記し、漢字片仮名交じりで注を施す。すなわち体裁は『私記』と同じである。この『古活字版』と『私記』とを比較すると注には同文のもの、内容は同じながら表現に違いがあるもの、独自のものがある。また、本書と関わりのある『私

「記」は天理本の方であると推測する。以下、両本の関係性を示す事例を紹介する。

天理本15ウ4 強トハコワシトモ、アラケナシトモ、強^ツ共アヤ悪^ウ共読リ。酒ヲシヅルニハ此強^ウ書^テシイ
酒ト読リ。

古活字版17ウ11 強^{アナカチ}ト云字ハコハシ共ヨミ、アラケナシトモ、ツヨシ共アヤニク共読リ。酒ナトシイテト
云ニハ此強^ウノ字ヲ書テシイルトヨム也（句読点私意、豎点省略、以下同）。

両本の注釈文はほとんど同文である。ところが東大史本は、前半の部分はほぼ同文ながら最後に加えられた「酒ヲシヅルニハ」の部分を「シイテトモヨム」として、その下に新たな一文「心ハアナカチニ過^ウヲ求^メサレト也」を加える（12ウ11）。

また、引用は省略するが、天理本21才2「田楽」の注には「刀ノ玉ヲ取ナントシテ」の語句が存在する。東大史本の注は天理本とほぼ同文ながらこの語句が見当たらない（16ウ16）。「古活字版」の注は、文章に違いはあるもののこの語句はそのまま取り入れてある。

次も同じ語句を用いた例である。天理本30才23「懸帯」の注である。

懸帯ハ女房衆^ノ上着^ノ上ニ七尺ノ帯^ヲ肩ヨリ後、打懸也。又ミコナトノ神楽^ノ時色々ノ帯^ヲ肩ヨリ懸^ル也。

東大史本には「七尺」の以下が存在しない（23才21）。「古活字版」には「又ミコナトノ」以下は存在しないが「七尺」の語を用いた次のような注が存在する（47才4）。

懸帯トハ七尺ノ帯ヲ方ヨリウシロヘ打カケテ有也。

この種の事例を更に挙げれば天理本の「牛ノ胸懸」の注（30ウ11）には「天性ノ詞」が用いてあるが、これは東大史本には存在せず（23ウ9）。「古活字版」には存在する（48才5）。天理本「上ノ琴」の注に「五絃七絃」の語が

存在するが（32才13）、この語は東大史本には存在せず（24才19）、『古活字版』には存在する（48ウ13）。

両本の関係性を示す事例は、右に挙げた短文の注のほかに注釈に用いられた説話の中にも認められる。それらは、ほぼ同文のもの、同一説話ながら表現が異なるもの、独自の説話等があり、その異なり様は短文の注の場合と変わらない。紙面の都合で二例だけ紹介する。

始めに同文の例である。天理本「市町」の注は、市の始まりについて天竺、大唐、日本に渡る長文の注が付く。日本は聖徳太子が大和国三輪に立て始めたとして西宮の明神との約束の話が展開しその最後を次のように結ぶ。

16ウ4 忝モ伊弉諾伊弉部カノ御子ニ第一天照太神第二ハソサノヲ第三ハ蛭子、天照太神ヨリ八第三ナレハ三郎殿ト申奉ル也。

東大史本は、注の始めから天理本とほぼ同文であるものの末尾の部分は

13ウ6 是忝モ伊弉諾キ尊ノ御子西ノ宮是也。出上市ノ曲羅

とし、天理本にある神話の系譜の説明文がない。実は、東大史本はこの系譜を正月六日状の4ウ6「目出」の注で既に記していることから（上述）「真名抄」参照（ここに記すのは省略したと考えられる。一方、『古活字版』の「市町」の注は、冒頭から天理本とほぼ同文であり、また、末尾に蛭子の系譜を記すのも同じである。但し、『古活字版』には、この後に更に次のような注が続く。

20才8 西ノ宮ト申事本地阿弥陀如来ニテ御座アル故西ノ宮ト八申ナリ。東ノ国ノ人コソ西ノ宮ト八申ヘケレ、南北ノ人モ西ノ宮ト八是ナリ。又、此御神ヲ蛭子と申奉ルハ子細アリ。是ハ神道也。オホロケニテ人シリ難シ。知タル人モ不レ可レ謂。次二町ト云事日ヲ差テ幾日ナント云テ立也。

この部分は『古活字版』独自の一文である。このように天理本とほぼ同文の注の後に更に独自の一文を付け足し

てあるのは、この箇所に限らず往々にして見られる。

次に同様の説話を引きながらその文章に開きのある例を紹介する。

天理本18才9 紺掻八奥州之信夫ト云処ヨリ始^ゞシノフ^ノ里^ノ侍京^ヘ登^リ晒無ヨリ年月^ヲ送ル。古郷^ノ妻男^ヲ恋^テ泣^ク。涙次第^ニ疑^カ（凝^カ）而紅^ニ成^テコホレケリ。白^キ袷毛染摺^繪如ク成^リ見^テ人移^リ摺^ト云事^ニ成^テ人多^ク着^テンケリ。其後都迄モ上レ八信夫^ノ摺^ト云習シケル。道^ノク^ノ信夫文字摺^誰故^ト云歌是也。

古活字版24才1 紺掻ノ事。今ノ世ニ有也。起リ八奥州信夫ト云ヨリ始ル。彼信夫ト云処ニ一人ノ侍アリ。都へ上リ大宅事ニツカフマツルニ依テ暇ヲ得ス。年月ヲ送程ニ古郷へ下ルコトカキ絶タリ。彼力妻ノ女達キ都ノ住ヲ思ヒヤリ男ヲ恋ル。終日ニ泣暮シ、ヨモスカラ泣明ス。此涙次第ニ凝テ紅ニ成テ覆シケル。白キ袷小袖ニ懸リテ染色ニナリ又併摺ノ如シ。是ヲ其国ノ人見移シ、賢キ者有テ、スリト云事ニ成シテ人多ク著テンケリ。次第ニヌル程ニ信夫ニ摺ト云テ都マテ上ル也。陸奥ノシノフ文字スリタレ故ニ乱初ニシ我ナラナクニト云ル歌是也。後世ノ人カシコク成テ摺ト云ヨリタヨリテ紺ト云事ニナシ又紋ト云物ヲ彫出シタリ。

右は「紺掻」の注である。東大史本の引用は省略したが、当本には天理本一行目の「シノフ」以下が存在せず（14ウ13）、両本は大きく異なる。「古活字版」の注には、右のとおり引用歌の後に天理本には存在しない「後世ノ人」と始まる一文が存在する。また、その前の部分に於ける注は、右から左という程には似通っていない。「古活字版」が膨らませたのか、天理本が要約したのか未詳ながら、東大史本には存在しないこの説話を天理本と「古活字版」とが共有する点に注意される。

このように天理本と「古活字版」との関係性は認められるものの成立の前後関係を示す確証は得られていない。

しかし、『古活字版』が『庭訓往来』の本文を添えて寛永八年に出版され⁽⁸⁾(現在刊年の明らかなものの嚆矢)、出版が『私記』ではなかったことから『古活字版』の成立は『私記』より後であったと考える。『古活字版』は『私記』に較べて教訓的或いは道德的色彩が濃い。一例を挙げれば四月返状40ウ8に次のようにある。

御領豊饒ト云ハフクラカニカコムト読ナリ。此心ハフクラカト云ハ最中ノ事也。カコムト云ハ公方ヲイカ、二思ヒ忽緒ニセサル事也。公方ノ事ト云ハ手ヲカサ、ン様ニスルヲカコムト云ヘリ。因_レ茲困_レ縹_レ濁(人偏)仰トテ人ヲ敬ヒ随フ事ニテ有也。

この注は、天理本にも(25才12)東大史本にも(19才10)ほぼ同文で存在する。しかし、二行目の「公方」以下は存在せず、『古活字版』独自の注である。先に挙げた「市町」や「紺搔」の注の最後に付け足された『古活字版』独自の注からも教訓性・道徳性はつかげえよう。その一方で『古活字版』には『私記』に存在する「御教書」や「管領」等に付けられた家名を挙げての注釈は存在しない。この現象は、『古活字版』の利用者が『私記』の利用者とは異なるからであろう。或いは家名を知る必要のない時代に入ったのかもかもしれない。『古活字版』が姿を変えて「寛永八年版」となり、度々版を重ねるほどに江戸時代に歓迎された一因は、序文に表明している「仁義礼智信」に基づいた教訓性・道徳性であろう⁽⁹⁾。『古活字版』の注は、同文のもの他に部分的に手を加えたものを含めると半数以上が『私記』と重なる内容であることから『古活字版』の土台は『私記』であると言えよう⁽¹⁰⁾。『古活字版』は、『私記』本来の利用者だけでなく、新しい利用者すなわち庶民層に向けて注釈文を整え、序文を付けて出版されたものかと推測する。現在、「旧抄」の全体像が未詳故に可能性のことではあるが、『古活字版』

が土台としたものが『私記』ではなく、「旧抄」である可能性もある。

【成立圏】

『私記』の作者についての明確な資料は見当たらないが、稿者はかつて天理本の奥書を手がかりとして次のように記した。¹¹⁾

弥高寺悉地院は、現在の滋賀県坂田郡伊吹町にあり、伊夫岐神社の別当として建てられた伊吹四大寺の一つである。私記のもう一つの伝本（東大史料編纂所蔵 影写本）の奥にみえる惣持寺とは本寺客末の關係にある。天理本には「六角殿」ともあり、本書成立の背景には江州の地が見え隠れする。真名抄に登場する人物の多くは近江へも足を向けており、登場人物による成立年代推定の矛盾は、抄構造の重層性と共に、成立圏内の人々の面識にも関連があるろうか。

なお、弥高寺には、真名抄が度々引用している御成敗式目の抄伝本があり、この寺を取り巻く空気に注目したい。

右は、『真名抄』についての報告の中に記した一文ではあるが、小解題における『私記』の成立圏推定の記述とする。現在、これ以上の資料は見いだせていない。なお、文中にある「惣持寺」については弥高寺と客末の關係にある寺の方ではなく、「伊吹山四護国寺の長尾寺惣持院」と推定されている。¹²⁾

ところで、『古活字版』には次のような注がある。

35ウ11 尤八宗ノ内ニ真言宗ヲ以第一トス。

51才8 一天静謐八国王ノ御座ス処ヲ京ト謂也。サレハ中央也。大日ノ国也。遍昭ノ土ヲ八成所作智ト云也。

是ハ蒼天ノ惣名也。依之都へ上ル人ハ皆上ルト云也。高キ心也。都静ナレハ万民豊ナリト云心也。

一つ目は、天理本の卯月五日状22才16「聖道」の後に天理本にも東大史本にも存在しない「顕教密宗」の注があり、その注の最後の一文である。二つ目は、東大史本八月七日状25ウ11「四海泰平一天静謐」の注に相応する注である（天理本欠文）。この注は、東大史本とは全く異なる。天理本の注が見当たらないのは残念ながら、『古活字版』の二つの注にある「真言宗ヲ以第一トス」、「大曰」、「遍昭」と言った語句から『古活字版』の執筆者は真言宗を第一とする立場の人物であろう。この想定は、『古活字版』を俟つまでもなく天理本35才6「庭中」の注（東大史本28ウ11）の中に弘法大師が惠果和尚より三密の奥義を譲られた折の話が翻刻で約八行に渡り存在する。これは、訴訟に関わる文面の「事を庭中に奏す」の「庭中」に関連付けた注釈である。また、「庭中」の注の前には寺の始まりである久米寺の塔に大日経を納める注があり、子細は「大師縁起聞也」と結ぶ（東大史本も同）。これらの事例だけで断定することは避けるが、『私記』執筆者の立場を示唆しているのである。天理本、東大史本のみならず、『古活字版』も併せて多方面から探ることにより、『私記』の著者に近づける可能性はある。

また、序文にある玄惠法印を「北畠玄惠」と記すのは、『私記』を始めた『庭訓往来』の注釈書及び『太平記秘伝理尽鈔』においてである。よって、「北畠の玄惠」という呼称は『庭訓往来』の注釈の場、或いは『太平記』の注釈の場から出た説と考えられる。また、同じく序文が伝える玄惠法印を『平家物語』の作者とする逸話の典拠については未詳ながら、「二」の「成立縁起」の項に紹介したとおり、『平家物語』の作者説は、文明二年（一四七〇）正月には存在し、室町末期には「文才に名高き平家物語の作者」として巷説となるほどに玄惠法印の名は広まっていた。この『平家物語』の作者とする説は、平家琵琶奏者がもたらしたものであることは資料によって辿ることが出来る。¹⁴『私記』成立の場の背景を考える際には語りや講釈の世界との交流を視野に入れておかねばならないであろう。『私記』の「説話の引用」(三)「もこのような世界と無縁ではないと考える。

注

- (1) 『天理図書館蔵』庭訓私記 翻刻(一)・(二)・(三)、『中京大学文学部紀要』第五十五卷第二号・第五十六卷第一号、二〇二一年三月・同年一〇月)、『東京大学史料編纂所蔵』庭訓往来抄(謄写本) 翻刻(同誌第五十六卷第二号、二〇二二年三月)。
- (2) 成立年代及び神門寺蔵本については小稿『庭訓往来伝本小考』で触れた(『実践国文学』第二十七号、一九八五年三月) 三三頁。神門寺蔵本の詳細は上横手雅敬氏の『庭訓往来の古写本について』参照(『日本歴史』第五百号、一九九〇年一月)。
- (3) 加地伸行氏著『論語のこころ』(講談社学術文庫) 六頁。
- (4) 論証は小著『玄恵法印研究 事跡と伝承』(二〇〇八年、新典社) 二六七頁。
- (5) 小助川元太氏『庭訓往来』の注釈説話(『説話・伝承学』第七号、一九九九年四月) 五九頁。
- (6) 小稿『庭訓往来真名抄の成長について』、『実践国文学』第二十九号、一九八六年三月) 五四頁。
- (7) 『古活字版』については小稿『寛永八年版』庭訓往来註 について(『中京大学文学部紀要』第五十四卷第二号、二〇二〇年三月)の中で説明した。
- (8) 注(7) 文献。
- (9) 寛永八年に出版された『庭訓往来註』(内題)の江戸時代の出版状況及び本書の特色については、『日本教科書大系第3巻古往来』(三)の「一七」、石川松太郎氏校注『庭訓往来』(東洋文庫二四二、平凡社) 参照。なお、両書で『註』とあるのは『真名抄』、『抄』とあるのは寛永八年出版『庭訓往来註』を指す。
- (10) 稿者の数えで『古活字版』の施注語彙数七七七に対して『私記』の注と同文及び部分的に影響があると判断した数は四一三である。判断によって数の変動はあろう。数字だけで示し得ない両注の関係性は対照すれば一目瞭然である。
- (11) 注(6) 文献五五頁。

- (12) 注(5) 文献六三頁。成立の場に関して鈴木元氏の研究がある。「註釈行為と本文 軍記物語の周縁から」(『軍記と語り物』第四十三号、二〇〇七年三月、室町連環 中世日本の「知」と空間」二〇一四年、勉誠出版)。
- (13) 『古活字版』の著者の嗜好を思わせる注の一つに四月往状の「声明」がある。その注は「声明トハ」として五音六調子を詳しく解説し、半丁を超える(36ウゴ)。この「声明」は天理本にも東大史本にも存在しない施注語彙であり、声明に関する注も両本には存在しない。これだけの注を施した『古活字版』の著者は声明に明るい人物なのであろう。
- (14) 注(4) 文献二一六頁。

付記

小稿を成すに当たり柏谷洋子氏(同朋大学名誉教授)より御教示いただきました。心より感謝申し上げます。

付1

当正誤表は 本誌第五十六卷第二号に掲載した「東京大学史料編纂所蔵『庭訓往来抄』（謄写本）翻刻」のものである。作成に当たり今回も又、鈴木元氏（県立熊本大学教授）より多大な御示教を頂戴した。心より感謝申し上げる。

正誤表

| 丁 | 行 | 誤 | 正 |
|----|------|--|-----------------------|
| 1才 | 5 | 教 | 経 |
| 1ウ | 6 | 者時 | 者時 <small>マツ</small> |
| 2才 | 6 | 叶 <small>レ</small> （「叶」 <small>カ</small> ） | 叶 <small>レ</small> |
| | 9 | 読 <small>シ</small> | 諸 <small>シ</small> |
| | 1 | 云。 | 云、 |
| | 1 | 庭訓 <small>シ</small> | 庭訓 <small>シ</small> |
| | 4 | <small>（難）</small> | 梯 <small>カ</small> |
| | 7 | 平 <small>ラ</small> ニト | 平 <small>ラ</small> 々ト |
| 4才 | 10 | 菟 <small>ト</small> | 兔 <small>ト</small> |
| 4ウ | 13 | 菟 <small>ト</small> | 兔 <small>ト</small> |
| 5才 | 3 | 事 <small>シ</small> | 点 <small>カ</small> |
| | 3 | | 云。 |
| | 7 | | 云。 |
| | 13 | | 云。 |
| | 16 | | 云。 |
| | 17 | | 云。 |
| | 21 | | 云。 |
| | 22 | | 云。 |
| | 27 | | 云。 |
| | 37 | | 云。 |
| | 47 | | 云。 |
| | 57 | | 云。 |
| | 67 | | 云。 |
| | 77 | | 云。 |
| | 87 | | 云。 |
| | 97 | | 云。 |
| | 107 | | 云。 |
| | 117 | | 云。 |
| | 127 | | 云。 |
| | 137 | | 云。 |
| | 147 | | 云。 |
| | 157 | | 云。 |
| | 167 | | 云。 |
| | 177 | | 云。 |
| | 187 | | 云。 |
| | 197 | | 云。 |
| | 207 | | 云。 |
| | 217 | | 云。 |
| | 227 | | 云。 |
| | 237 | | 云。 |
| | 247 | | 云。 |
| | 257 | | 云。 |
| | 267 | | 云。 |
| | 277 | | 云。 |
| | 287 | | 云。 |
| | 297 | | 云。 |
| | 307 | | 云。 |
| | 317 | | 云。 |
| | 327 | | 云。 |
| | 337 | | 云。 |
| | 347 | | 云。 |
| | 357 | | 云。 |
| | 367 | | 云。 |
| | 377 | | 云。 |
| | 387 | | 云。 |
| | 397 | | 云。 |
| | 407 | | 云。 |
| | 417 | | 云。 |
| | 427 | | 云。 |
| | 437 | | 云。 |
| | 447 | | 云。 |
| | 457 | | 云。 |
| | 467 | | 云。 |
| | 477 | | 云。 |
| | 487 | | 云。 |
| | 497 | | 云。 |
| | 507 | | 云。 |
| | 517 | | 云。 |
| | 527 | | 云。 |
| | 537 | | 云。 |
| | 547 | | 云。 |
| | 557 | | 云。 |
| | 567 | | 云。 |
| | 577 | | 云。 |
| | 587 | | 云。 |
| | 597 | | 云。 |
| | 607 | | 云。 |
| | 617 | | 云。 |
| | 627 | | 云。 |
| | 637 | | 云。 |
| | 647 | | 云。 |
| | 657 | | 云。 |
| | 667 | | 云。 |
| | 677 | | 云。 |
| | 687 | | 云。 |
| | 697 | | 云。 |
| | 707 | | 云。 |
| | 717 | | 云。 |
| | 727 | | 云。 |
| | 737 | | 云。 |
| | 747 | | 云。 |
| | 757 | | 云。 |
| | 767 | | 云。 |
| | 777 | | 云。 |
| | 787 | | 云。 |
| | 797 | | 云。 |
| | 807 | | 云。 |
| | 817 | | 云。 |
| | 827 | | 云。 |
| | 837 | | 云。 |
| | 847 | | 云。 |
| | 857 | | 云。 |
| | 867 | | 云。 |
| | 877 | | 云。 |
| | 887 | | 云。 |
| | 897 | | 云。 |
| | 907 | | 云。 |
| | 917 | | 云。 |
| | 927 | | 云。 |
| | 937 | | 云。 |
| | 947 | | 云。 |
| | 957 | | 云。 |
| | 967 | | 云。 |
| | 977 | | 云。 |
| | 987 | | 云。 |
| | 997 | | 云。 |
| | 1007 | | 云。 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------|---------------|----------------------------|----------------------------|------------------|---------------------------|-----------------------|---------------|--------------|-----------------------|---------------|-------------|---------|---------------|-------------|--------|---------|
| 17 才 | 16 才 | | | | 14 ウ | 14 才 | 13 才 | 12 ウ | 12 才 | 11 才 | | 10 才 | 8 ウ | 8 才 | | | |
| 2 | 6 | 1 | 11 | 6 | 4 | 3 | 7 | 3 | 1 | 14 | 10 | 2 | 1 | 19 | 2 | 15 | 14 |
| 用ル | 後 | 玉 ワス | 功 匠 | 煎 コト | 存 スレ | 住 処 | 又 父 母 | 唾 | ト。 又 百 | 煙 万 トハ | 巧 レ 云 | 又 公 | 進 | 金 又 大 | 心 | 又 輪 | ナ シ。 |
| 司 ル | 後 ニ | 玉 ハ ス | 巧 匠 | 煎 ル コト | 存 ス レ ハ | 住 所 | 父 母 | 唾 ッ | ト 百 | 煙 ト ハ | 巧 レ 言 | 公 | 進 | 金 ラ 大 | 心 ロ | 輪 | ナ シ。 |
| | | 23 ウ | 23 才 | 22 ウ | 21 ウ | 20 ウ | 20 才 | | 19 ウ | 19 才 | 18 ウ | 18 才 | 17 ウ | | | | |
| 13 | 12 | 12 | 16 | 1 | 3 | 10 | 18 | 4 | 2 | 22 | 20 | 19 | 10 | 10 | 8 | 8 | 4 |
| 一 枚 | 一 枚 | 一 枚 | ワ ト 又 薄 ニ テ | 浮 ト 又 惣 シ テ | 心 シ | 公 ケ （「家 ハ カ」） | ナ レ ト モ | 几 帳 | 殿 上 人 | 時 ヨ リ 也 | 雲 出 | 何 ニ ト | 太 鼓 | 帝 カ | 女 候 ラ | 人 ラ | 服 ニ |
| 一 牧 （マ） | 一 牧 （マ） | 一 牧 （マ） | ワ ト 又 薄 ニ テ | 浮 ト 又 惣 シ テ | 心 | 公 ケ （「ハ カ」） | ナ レ ハ ト モ | 几 張 （マ） | 殿 上 人 | 時 ヨ リ 始 也 | 雲 出 （マ） | 何 ニ ト | 大 鼓 | 争 （カ） カ | 女 ラ | 人 | 脇 ニ |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|---------|----------|---------|--------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| | | 34 ウ | 34 オ | 32 ウ | | 32 オ | 31 ウ | 30 ウ | 30 ウ | 30 オ | 29 ウ | 29 オ | 28 オ | 25 ウ | 24 オ | | |
| 4 | 3 | 3 | 13 | 30 | 17 | 14 | 4 | 16 | 3 | 6 | 5 | 11 | 11 | 4 | 9 | 13 | 13 |
| ノチ。 | 君。 又歌 | 温泉 | 貌 ダケ | 白 ト | 鈴 ト | 菜 | 論 ツ | (脚の部分が「山 | 送 ル | 白 ラ | ト。 又警 | 扈 徒 | 類 | 夜 ル | 膚 カ | 一 枚 | 一 枚 |
| ノチ。 | 君。 歌 | 温湯 | 白 バタケ | 白 ト | 鉢 ト | 采 | 諍 ツ | (ノに虫 | 送 | 白 ラ | ト。 警 | 扈 徒 | 顔 | 夜 ル | 膚 カ | 一 枚 | 一 枚 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|------------------|---------|---------|--------|-------------|
| | 36 オ | 35 ウ | | |
| | 9 | 3 | 20 | 5 |
| ツ カ イ | 取 | 税 所 | 淫 欲 | 又 坊 内 |
| ツ カ イ ト | 所 | 祝 所 | 淫 慾 | 坊 内 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|------------------------|------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--|------------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|---|
| | | | | | | | (二) | (二) | | | | |
| 46才 | 44才 | 43才 | 39才 | 35才 | 29才 | | 21才 | 11才 | 10才 | 6才 | 2才 | 丁 |
| 10 | 18 | 11 | 1 | 7 | 7 | 10 | 8 | 2 | 20 | 4 | 10 | 行 |
| 長形 | 十二月 | 君 <small>ミヤ</small> 又同 | 兵卷 <small>ヘイマキ</small> | 辻 <small>ツチ</small> | 何 <small>ナニ</small> | 服用 | 用 <small>ウツ</small> (禹に似た字形、) | 金 <small>カネ</small> 又能 | ト <small>ト</small> 又 | 平 <small>ヘイ</small> ラニト | 有 <small>ア</small> 又是 | 誤 |
| 長方 | 十二月 | 君 <small>ミヤ</small> 同 | 兵卷 <small>ヘイマキ</small> | 辻 <small>ツチ</small> | 何 <small>ナニ</small> | 脇 <small>ワキ</small> | 司 <small>ツ</small> (禹 <small>ウ</small> に似た字形) | 金 <small>カネ</small> 又能 | ト <small>ト</small> | 平 <small>ヘイ</small> ラニト | 有 <small>ア</small> 是 | 正 |

正誤表補遺

付2
 当正誤表補遺は、本誌第五十六卷第二号掲載小稿巻末に「付」とした「天理図書館蔵『庭訓私記』翻刻」の正誤表の補遺である。